

(別 添)

ツラスロマイシン(案)

今般の残留基準の検討については、本剤が動物用医薬品として製造販売の承認申請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告をとりまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ツラスロマイシン (Tulathromycin)

(2) 用途：牛及び豚における細菌性肺炎の治療

ツラスロマイシンは半合成マクロライド系抗生物質であり、2つの異性体 (CP-472,295 及び CP-547,272) の平衡混合物である。これらは平衡時溶液中において 9 : 1 の比で存在している。細菌細胞のリボソーム 50S サブユニットに結合してタンパク質合成を阻害し、その結果静菌的作用を示すものであり、牛及び豚における細菌性肺炎の病原菌である *Pasteurella* 属 (*P. haemolytica*, *P. multocida*)、*Haemophilus somnus*、*Actinobacillus pleuropneumoniae* 及び *Mycoplasma hyopneumoniae* 等に有効である。

(3) 化学名：

CP-472,295

和名：(2*R*,3*S*,4*R*,5*R*,8*R*,10*R*,11*R*,12*S*,13*S*,14*R*)-13-[(2,6-ジデオキシ-3-*C*-メチル-3-*O*-メチル-4-*C*-[(プロピルアミノ)メチル]- α -*L*-*ribo*-ヘキソピラノシル]オキシ]-2-エチル-3,4,10-トリヒドロキシ-3,5,8,10,12,14-ヘキサメチル-11-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)- β -*D*-*xylo*-ヘキソピラノシル]オキシ]-1-オキサ-6-アザシクロペンタデカン-15-オン

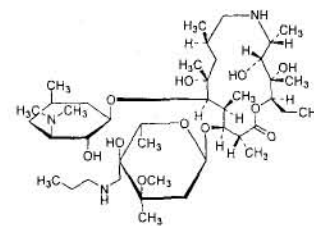
英名：(2*R*,3*S*,4*R*,5*R*,8*R*,10*R*,11*R*,12*S*,13*S*,14*R*)-13-[(2,6-dideoxy-3-*C*-methyl-3-*O*-methyl-4-*C*-[(propylamino)methyl]- α -*L*-*ribo*-hexopyranosyl)oxy]-2-ethyl-3,4,10-trihydroxy-3,5,8,10,12,14-hexamethyl-11-[[3,4,6-trideoxy-3-(dimethylamino)- β -*D*-*xylo*-hexopyranosyl]oxy]-1-oxa-6-azacyclopentadecan-15-one

CP-547,272

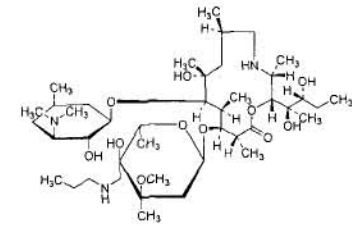
和名：(2*R*,3*R*,6*R*,8*R*,9*R*,10*S*,11*S*,12*R*)-11-[(2,6-ジデオキシ-3-*C*-メチル-3-*O*-メチル-4-*C*-[(プロピルアミノ)メチル]- α -*L*-*ribo*-ヘキソピラノシル]オキシ]-2-[(1*R*,2*R*)-1,2-ジヒドロキシ-1-メチルブチル]-8-ヒドロキシ-3,6,8,10,12-ペンタメチル-9-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)- β -*D*-*xylo*-ヘキソピラノシル]オキシ]-1-オキサ-4-アザシクロトリデカン-13-オン

英名：(2*R*,3*R*,6*R*,8*R*,9*R*,10*S*,11*S*,12*R*)-11-(2,6-dideoxy-3-*C*-methyl-3-*O*-methyl-4-*C*-[(propylamino)methyl]- α -*L*-*ribo*-hexopyranosyl)oxy]-2-[(1*R*,2*R*)-1,2-dihydroxy-methylbutyl]-8-hydroxy-3,6,8,10,12-pentamethyl-9-[[3,4,6-trideoxy-3-(dimethylamino)- β -*D*-*xylo*-hexopyranosyl]oxy]-1-oxa-4-azacyclotridecan-13-one

(4) 構造式及び物性



CP-472,295



CP-547,272

分子式：C₄₁H₇₉N₃O₁₂

分子量：806.08

常温における性状：白色の結晶性粉末

融点：190~192°C

溶解度：>380 mg/mL (pH<8.3)、330 mg/mL (pH 8.6)

蒸気圧：nonvolatile

(5) 適用方法及び用量

ツラスロマイシンの使用対象動物及び使用方法等を以下に示す。

対象動物及び使用方法		使用国	休業期間
牛	2.5mg(力価)/kg 体重を単回皮下投与	米国	18日
		E U	49日
		カナダ	44日
		オーストラリア	35日
豚	2.5mg(力価)/kg 体重を単回筋肉内投与	米国	5日
		E U	33日
		カナダ	8日
		オーストラリア	14日
		日本	28日

2. 対象動物における残留試験結果

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物：ツラスロマイシン

② 分析法の概要

牛においては HPLC/MS 法、豚においては HPLC/MS/MS 法が、筋肉、脂肪又は皮膚/脂肪、腎臓、肝臓、肺組織及び小腸において検証されている。

試料から 2 mol/L 塩酸で抽出し、60°C に加熱して加水分解して、脂肪の場合はジクロロメタンで洗浄する。逆相-陽イオン交換カラムで精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。加水分解物 (CP-60,300) の定量値から、換算係数 1.4 を用いて、ツラスロマイシンに換算する。

承認申請に当たり実施された試験

(2) 組織における残留

- ① 牛にツラスロマイシンの2.5 mg/kgを単回皮下投与した。投与後5、12、18、25、36、48日後の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓におけるツラスロマイシン濃度並びに投与後0.5、1、3、6、10、15日後の肺組織におけるツラスロマイシン濃度を以下に示す。

牛にツラスロマイシン2.5 mg/kgを単回皮下投与した時の食用組織中のツラスロマイシン濃度

試験日 (投与後日数)	筋肉 (ppm)	脂肪 (ppm)	肝臓 (ppm)	腎臓 (ppm)	肺 (ppm)
0.5	—	—	—	—	3.3±0.7
1	—	—	—	—	4.1±0.5
3	—	—	—	—	3.6±0.4
5	0.68±0.07	0.21±0.08	5.7±1	5.2±0.7	—
6	—	—	—	—	3.1±0.6
10	—	—	—	—	2.0±0.4
12	0.19±0.05	0.09±0.04	3.8±1	2.9±0.5	—
15	—	—	—	—	1.2±0.3
18	0.111±0.019	0.05±0.04	3.1±0.5	1.5±0.4	—
25	0.05±0.03	0.026±0.011	2.1±0.9	0.8±0.3	—
36	0.023±0.01	0.012±0.002	1.1±0.5	0.4±0.2	—
48	n.e.	n.e.	0.51±0.13	0.23±0.1	—

数値は、平均値 ± 標準偏差を示す。n.e.：算出せず

LODは筋肉：0.011 ppm、脂肪：0.0026 ppm、肝臓：0.0091 ppm、腎臓：0.0038 ppm及び肺：0.0007 ppmである。

- ② 豚にツラスロマイシンの2.5 mg/kgを単回筋肉内投与した。投与後4、12、24、36日後の筋肉、皮膚/脂肪、肝臓及び腎臓におけるツラスロマイシン濃度並びに投与後0.5、1、3、6、10、15日後の肺組織におけるツラスロマイシン濃度を以下に示す。

豚にツラスロマイシン2.5 mg/kgを単回皮下投与した時の食用組織中のツラスロマイシン濃度

試験日 (投与後日数)	筋肉 (ppm)	皮膚/脂肪 (ppm)	肝臓 (ppm)	腎臓 (ppm)	肺 (ppm)
0.5	—	—	—	—	2.84±0.127
1	—	—	—	—	3.47±0.48
3	—	—	—	—	2.69±0.519
4	0.620±0.054	0.0991±0.032	2.47±0.32	6.80±0.65	—
6	—	—	—	—	1.7±0.445
10	—	—	—	—	1.24±0.361
12	0.135±0.027	0.0282±0.017	1.18±0.23	2.6±0.99	—
15	—	—	—	—	0.651±0.168
24	0.046±0.012	0.0121±0.0048	0.583±0.104	0.84±0.18	—
36	0.018±0.005	0.0206±0.024	0.210±0.064	0.255±0.078	—

数値は、平均値 ± 標準偏差を示す。

LODは筋肉：0.0014 ppm、脂肪：0.0025 ppm、肝臓：0.0043 ppm、腎臓：0.0273 ppm及び肺：0.0007 ppmである。

- ③ 豚にツラスロマイシンの2.5 mg/kgを単回筋肉内投与した。投与後2、5、10、15、20日後の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるツラスロマイシン濃度を以下に示す。

豚にツラスロマイシン2.5 mg/kgを単回皮下投与した時の食用組織中のツラスロマイシン濃度

試験日 (投与後日数)	筋肉 (ppm)	脂肪 (ppm)	肝臓 (ppm)	腎臓 (ppm)	小腸 (ppm)
2	1.14±0.08	0.54±0.11	2.21±0.15	8.64±0.14	0.81±0.06
5	0.70±0.06	0.37±0.10	2.39±0.36	3.78±1.22	0.67±0.12
10	0.27±0.05	0.24±0.06	1.95±0.35	3.27±1.48	0.55±0.11
15	0.16±0.02	0.15±0.01	1.15±0.29	2.10±0.35	0.36±0.13
20	0.09±0.03	0.07±0.03	0.91±0.25	1.31±0.42	0.27±0.14

数値は、平均値 ± 標準偏差を示す。

LOQは0.03ppmである。

(3) まとめ

適用方法、用量及び休薬期間における残留量を整理すると次のとおりである。

各国の休薬期間における食用組織中のツラスロマイシン濃度

	各国の休薬期間 (投与後日数)		筋肉 (ppm)	脂肪 (ppm)	肝臓 (ppm)	腎臓 (ppm)	肺 (ppm)	小腸 (ppm)
	牛	米国	18	0.111±0.019	0.05±0.04	3.1±0.5	1.5±0.4	1.2±0.3(*1)
	E U	49(*2)	n.e.	n.e.	0.51±0.13	0.23±0.1	—	—
豚	米国	5(*3)	0.620±0.05	0.099±0.032	2.47±0.32	6.80±0.65	2.69±0.51(*4)	—
	E U	33(*5)	0.018±0.01	0.021±0.024	0.21±0.06	0.26±0.08	—	—
	日本	28(*6)	0.09±0.03	0.07±0.03	0.91±0.25	1.31±0.42	—	0.27±0.14

数値は、平均値 ± 標準偏差を示す。n.e.：算出せず。

*1：投与後日数15日目の試験結果

*2：投与後日数48日目の試験結果

*3：投与後日数4日目の試験結果

*4：投与後日数3日目の試験結果

*5：投与後日数36日目の試験結果

*6：投与後日数20日目の試験結果

3. 許容一日摂取量 (ADI) 評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会委員長あて意見を求めたツラスロマイシンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

最小毒性量：15mg(力価)/kg 体重/日

(動物種) ラット

(投与方法) 経口投与

(試験の種類) 2世代繁殖毒性試験、催奇形性試験

安全係数：1000

毒性的ADI：0.015mg/kg 体重/日

4. 諸外国における使用状況

ツラスロマイシンは、米国、EU、スイス、オーストラリア及びカナダにおいて牛及び豚に使用が認められており、以下のとおり残留基準が設定されている。

なお、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において、評価は行われていない。

諸外国・地域における残留基準設定状況

単位 (ppm)

部位 (対象動物)	米国 (*2)	EU	スイス	オーストラリア	カナダ
筋肉 (牛)			0.1	0.1	1.0
脂肪 (牛)		0.1		0.1	
肝臓 (牛)	7.7	3	3	3	2.0
腎臓 (牛)		3	3	1	4.0
食用部分 (牛) (*1)					
筋肉 (豚)				0.5	1.5
脂肪 (豚)		0.1	0.1	0.3	
肝臓 (豚)		3	3	2	4.0
腎臓 (豚)	21	3	3	3	5.0
食用部分 (豚)					

*1: 食用部分とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く食用に供される部分をいう。

*2: 米国は、CP-472,295 の加水分解から生じるフラグメントである CP-60,300 をマーカー残留物として基準を設定しているため、補正係数=1.4 (ツラスロマイシンとマーカー残留物の分子量比) を用いてツラスロマイシンとして示した。

5. 残留基準値

(1) 残留の規制対象: ツラスロマイシン

(2) 残留基準値

部位 (対象動物)	基準値案 (ppm)
筋肉 (牛)	0.3
脂肪 (牛)	0.2
肝臓 (牛)	5
腎臓 (牛)	3
食用部分 (牛) (*1)	3
筋肉 (豚)	2
脂肪 (豚)	0.3
肝臓 (豚)	4
腎臓 (豚)	9
食用部分 (豚) (*1)	5

*1: 食用部分は、臓器 (肺) の残留試験結果を参考とした。

(3) 暴露評価

各食品において基準値 (案) の上限まで本剤が残留したと仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量 (理論最大摂取量 (TMDI)) のADIに対する比は、以下のとおりである。

	TMDI/ADI (%)
国民平均	10.5
小児 (1~6歳)	21.6
妊婦	11.1
高齢者	10.3

(試算の詳細)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者*9 (65歳以上) TMDI
筋肉 (牛)	0.3	5.9*2	2.8*2	5.7*2	5.9*2
脂肪 (牛)	0.2				
肝臓 (牛)	5	0.6	0.3	0.6*4	0.6
腎臓 (牛)	3	1.2	0.5	2.5	1.2
食用部分 (牛) *1	3	1.3	0.2	0.8	1.3
筋肉 (豚)	2	71.7*2	45.9*2	80.2*2	71.7*2
脂肪 (豚)	0.3				
肝臓 (豚)	4	0.7	0.3	0.7*4	0.7
腎臓 (豚)	9	0.4	0*3	0.4*4	0.4
食用部分 (豚) *1	5	2.0	1.3	2.0*4	2.0
計		83.6	51.2	92.8	83.6
ADI 比 (%)		10.5	21.6	11.1	10.3

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいい、肺の値を参照した。

*2: 筋肉の基準値×筋肉及び脂肪の摂取量

*3: 摂取量データがないため、推定摂取量は「0」とした。

*4: 妊婦の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考にした。

*5: 高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考にした。

(4) 本剤については、平成18年11月30日付け厚生労働省告示第645号により、食品一般の成分規格6に食品に残留する量の限度 (現行基準) が定められている。

今般の承認申請にあたり実施された残留試験の結果によると、農林水産省において設定される予定の使用禁止期間内に残留量が現行基準の範囲内まで減少することから、基準を変更する必要はない。

(参考)

これまでの経緯

平成17年 8月 1日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価依頼 残留基準告示
平成17年11月29日	食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表
平成18年 1月18日	厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長あてに残留基準の設定に ついて諮問
平成18年 2月 7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会におけ る審議
平成18年 2月17日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会におけ る審議
平成18年 3月 9日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価結果 通知
平成18年 9月26日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成18年10月27日	薬事・食品衛生審議会会長から厚生労働大臣あてに答申
平成18年11月30日	残留基準の告示
平成21年11月20日	農林水産大臣から厚生労働大臣あてに製造販売の承認及び使用基準の 設定に係る意見の聴取
平成22年10月28日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価依頼 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価結果 通知
平成22年12月17日	厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長あてに残留基準の設定に ついて諮問
平成22年12月24日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会におけ る審議

(答申案)

ツラスロマイシンについては、現行の食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を変更
しないことが適当である。

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター医薬品部長
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学教授
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
鱒淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○: 部会長)

動物用医薬品評価書

ツラスロマイシン

(第2版)

2010年10月

食品安全委員会

目次

	頁
○審議の経緯	3
○食品安全委員会委員名簿	3
○食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿	4
○食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿	5
○要約	6
I. 評価対象動物用医薬品の概要	7
1. 用途	7
2. 有効成分の一般名	7
3. 化学名	7
4. 分子式	7
5. 分子量	7
6. 構造式	8
7. 開発の経緯及び使用状況等	8
II. 安全性に係る知見の概要	8
1. 薬物動態試験	8
(1) 薬物動態試験 (牛・吸収)	8
(2) 薬物動態試験 (牛・分布)	9
(3) 薬物動態試験 (牛・代謝物)	9
(4) 薬物動態試験 (牛・排泄)	10
(5) 薬物動態試験 (豚・吸収)	10
(6) 薬物動態試験 (豚・分布)	11
(7) 薬物動態試験 (豚・代謝物)	12
(8) 薬物動態試験 (豚・排泄)	13
2. 残留試験	14
(1) 残留試験 (豚①)	14
(2) 残留試験 (豚②)	15
3. 急性毒性試験	15
4. 亜急性毒性試験	16
(1) 1ヶ月間亜急性毒性試験 (ラット)	16
(2) 3ヶ月間亜急性毒性試験 (ラット)	16
(3) 1ヶ月間亜急性毒性試験 (イヌ)	16
(4) 3ヶ月間亜急性毒性試験 (イヌ)	17
5. 慢性毒性試験	18
(1) 1年間慢性毒性試験 (イヌ)	18
6. 発がん性試験	18
7. 生殖発生毒性試験	18

(1) 2世代繁殖毒性試験 (ラット)	18
(2) 催奇形性試験 (ラット)	19
(3) 催奇形性試験 (ウサギ)	20
8. 遺伝毒性試験.....	20
9. 微生物学的影響に関する試験	21
(1) ヒトの腸内細菌に対する最小発育阻止濃度 (MIC)	21
(2) <i>in vitro</i> gut modelにおける感受性細菌のMIC.....	22
(3) ヒト糞便に対するツラスロマイシンの結合活性の検討	22
(4) 糞便と pH の細菌の増殖に対する影響	23
(5) 豚における <i>in vivo</i> の知見.....	24
10. その他の特殊試験 (皮膚感作試験)	24
11. ヒトにおける知見 (ヒトにおけるマクロライド系抗生物質の影響)	25
III. 食品健康影響評価.....	25
1. 薬物動態及び残留試験について.....	25
2. 毒性学的影響について.....	25
(1) 繁殖毒性及び催奇形性について	25
(2) 遺伝毒性/発がん性について.....	26
(3) 毒性学的 ADI について.....	26
3. 微生物学的影響について.....	26
(1) 微生物学的 ADI について.....	26
4. ADI の設定について.....	28
5. 食品健康影響評価について.....	28
〈別紙 1: 検査値等略称〉	29
〈参照〉	30

〈審議の経緯〉

第 1 版関係 (インポートトレランス申請関係)

2005 年 8 月 1 日	厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の 接受
2005 年 8 月 4 日	第 106 回食品安全委員会 (要請事項説明)
2005 年 9 月 26 日	第 35 回動物用医薬品専門調査会
2005 年 10 月 19 日	第 38 回動物用医薬品専門調査会
2005 年 11 月 9 日	第 40 回動物用医薬品専門調査会
2005 年 12 月 16 日	第 42 回動物用医薬品専門調査会
2005 年 12 月 22 日	第 125 回食品安全委員会(報告)
2005 年 12 月 22 日	より 2006 年 1 月 18 日 国民からの意見情報の募集
2006 年 2 月 24 日	第 47 回動物用医薬品専門調査会
2006 年 3 月 8 日	動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
2006 年 3 月 9 日	第 134 回食品安全委員会 (報告)
	同日付で食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に通知

第 2 版関係 (承認申請関係)

2009 年 11 月 20 日	厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価につい て要請 (厚生労働省発食安 1120 第 2 号) 関係書類の接受
2009 年 11 月 26 日	第 311 回食品安全委員会 (要請事項説明)
2010 年 1 月 21 日	第 35 回肥料・飼料等専門調査会
2010 年 8 月 26 日	第 345 回食品安全委員会 (報告)
2010 年 8 月 26 日	から 9 月 24 日 国民からの御意見・情報の募集
2010 年 10 月 22 日	肥料・飼料等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
2010 年 10 月 28 日	第 353 回食品安全委員会 (報告)
	同日付で食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に通知

〈食品安全委員会委員名簿〉

(2006 年 6 月 30 日まで)	(2006 年 12 月 20 日まで)	(2009 年 6 月 30 日まで)
寺田 雅昭 (委員長)	寺田 雅昭 (委員長)	見上 彪 (委員長)
寺尾 允男 (委員長代理)	見上 彪 (委員長代理)	小泉 直子 (委員長代理*)
小泉 直子	小泉 直子	長尾 拓
坂本 元子	長尾 拓	野村 一正
中村 靖彦	野村 一正	畑江 敬子
本間 清一	畑江 敬子	廣瀬 雅雄**
見上 彪	本間 清一	本間 清一

*: 2007 年 2 月 1 日から

** : 2007 年 4 月 1 日から

(2009年7月1日から)

小泉 直子 (委員長)
見上 彪 (委員長代理*)
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
村田 容常

*: 2009年7月9日から

(2009年9月30日まで)

三森 国敏 (座長)
井上 松久 (座長代理)
青木 宙 寺本 昭二
今井 俊夫 頭金 正博
今田 由美子 戸塚 恭一
江馬 眞 中村 政幸
小川 久美子 能美 健彦
下位 香代子 山崎 浩史
津田 修治 吉田 緑
寺岡 宏樹

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

(2005年9月30日まで)

三森 国敏 (座長)
井上 松久 (座長代理)
青木 宙 寺本 昭二
明石 博臣 長尾 美奈子
江馬 眞 中村 政幸
大野 泰雄 林 眞
菅野 純 藤田 正一
嶋田 甚五郎
鈴木 勝士
津田 洋幸

(2007年2月11日まで)

三森 国敏 (座長)
井上 松久 (座長代理)
青木 宙 津田 修治
明石 博臣 寺本 昭二
江馬 眞 長尾 美奈子
大野 泰雄 中村 政幸
小川 久美子 林 眞
渋谷 淳 藤田 正一
嶋田 甚五郎 吉田 緑
鈴木 勝士

(2007年9月30日まで)

三森 国敏 (座長)
井上 松久 (座長代理)
青木 宙 寺本 昭二
明石 博臣 長尾 美奈子
江馬 眞 中村 政幸
小川 久美子 林 眞
渋谷 淳 平塚 明
嶋田 甚五郎 藤田 正一
鈴木 勝士 吉田 緑
津田 修治

(2008年3月31日まで)

三森 国敏 (座長)
井上 松久 (座長代理)
青木 宙 寺本 昭二
今井 俊夫 頭金 正博
今田 由美子 戸塚 恭一
江馬 眞 中村 政幸
小川 久美子 林 眞
下位 香代子 山崎 浩史
津田 修治 吉田 緑
寺岡 宏樹

〈食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿〉

(2009年10月1日から)

唐木 英明 (座長)
酒井 健夫 (座長代理)
青木 宙 高橋 和彦
秋葉 征夫 館田 一博
池 康嘉 津田 修治
今井 俊夫 戸塚 恭一
江馬 眞 細川 正清
桑形 麻樹子 宮島 敦子
下位 香代子 元井 茂子
高木 篤也 吉田 敏則

要 約

マクロライド系抗生物質である「ツラスロマイシン」について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に用いた試験成績は、薬物動態試験(牛及び豚)、残留試験(豚)、急性毒性試験(ラット及びイヌ)、亜急性毒性試験(ラット及びイヌ)、慢性毒性試験(イヌ)、生殖発生毒性試験(ラット及びウサギ)、遺伝毒性試験、微生物学的影響に関する試験等の成績である。

ツラスロマイシンについては、遺伝毒性に関する各種の *in vitro* 及び *in vivo* 試験においていずれも陰性であること、並びに発がん性試験は行われていないが、亜急性及び慢性毒性のいずれの試験においても前腫瘍性病変又は増殖性病変は認められていないことから、ツラスロマイシンは、遺伝毒性発がん性を示さないと考えられ、ADIの設定は可能であると判断された。

各種動物における毒性試験の結果、毒性学的 ADI は、ラットの 2 世代繁殖毒性試験及び催奇形性試験における肝臓重量の減少及び胎児体重の低下に基づく LOAEL 15 mg(力価)/kg 体重/日に、安全係数として種差 10、個体差 10、追加の安全係数 10 を考慮した 0.015 mg/kg 体重/日と考えられた。

一方、微生物学的影響については、現時点で利用可能なデータからは、抗菌活性の低下に関する定量的な評価は困難であるものの、*in vitro* の MIC₅₀ の最も低い値から算出された微生物学的 ADI の試算値は、ヒトの腸管内における抗菌活性の低下を考慮すると 0.04 mg/kg 体重/日程度と考えられた。

毒性学的 ADI の 0.015 mg/kg 体重/日は、微生物学的 ADI の試算値の 0.04 mg/kg 体重/日と比較してより低い値であり、微生物学的影響についても十分な安全域を確保していると考えられることから、ADI 設定に当たっては、毒性学的 ADI の 0.015 mg/kg 体重/日を採用することが適当であると考えられた。

以上より、ツラスロマイシンの食品健康影響評価については、ADI として 0.015mg/kg 体重/日を設定した。

I. 評価対象動物用医薬品の概要

1. 用途

抗菌剤

2. 有効成分の一般名

和名：ツラスロマイシン

英名：Tulathromycin

3. 化学名

ツラスロマイシン A

CAS (No.217500-96-4)

和名：(2R,3S,4R,5R,8R,10R,11R,12S,13S,14R)-13-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-4-C-[(プロピルアミノ)メチル]-α-L-ribo-ヘキソピラノシル)オキシ]-2-エチル-3,4,10-トリヒドロキシ-3,5,8,10,12,14-ヘキサメチル-11-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-β-D-xylo-ヘキソピラノシル]オキシ]-1-オキサ-6-アザシクロペンタデカン-15-オン

英名：(2R,3S,4R,5R,8R,10R,11R,12S,13S,14R)-13-[(2,6-Dideoxy-3-C-methyl-3-O-methyl-4-C-[(propylamino)methyl]-α-L-ribo-hexopyranosyl]oxy]-2-ethyl-3,4,10-trihydroxy-3,5,8,10,12,14-hexamethyl-11-[[3,4,6-trideoxy-3-(dimethylamino)-β-D-xylo-hexopyranosyl]oxy]-1-oxa-6-azacyclo-Pentadecan-15-one

ツラスロマイシン B

CAS (No.280755-12-6)

和名：(2R,3R,6R,8R,9R,10S,11S,12R)-11-[[2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-4-C-[(プロピルアミノ)メチル]-α-L-ribo-ヘキソピラノシル]オキシ]-2-[(1R,2R)-1,2-ジヒドロキシ-1-メチルブチル]-8-ヒドロキシ-3,6,8,10,12-ペンタメチル-9-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-β-D-xylo-ヘキソピラノシル]オキシ]-1-オキサ-4-アザシクロトリデカン-13-オン

英名：(2R,3R,6R,8R,9R,10S,11S,12R)-11-[[2,6-Dideoxy-3-C-methyl-3-O-methyl-4-C-[(propylamino)methyl]-α-L-ribo-hexopyranosyl]oxy]-2-[(1R,2R)-1,2-dihydroxy-1-methylbutyl]-8-hydroxy-3,6,8,10,12-pentamethyl-9-[[3,4,6-trideoxy-3-(dimethylamino)-β-D-xylo-hexopyranosyl]oxy]-1-oxa-4-azacyclotridecan-13-one

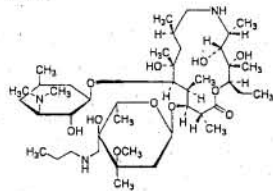
4. 分子式

C₄₁H₇₉N₃O₁₂

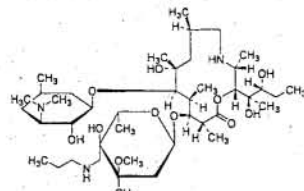
5. 分子量

806.08

6. 構造式



ツラスロマイシン A



ツラスロマイシン B

7. 開発の経緯及び使用状況等 (参照 1)

ツラスロマイシンは半合成のマクロライド系抗生物質で 2 種の構造異性体 (ツラスロマイシン A 及びツラスロマイシン B) の平衡混合物である。溶液中で動的に平衡している場合の異性体比は約 9 : 1 とされている。

ツラスロマイシンの作用機序は、他のマクロライド系抗生物質と同様に、細菌細胞のリボソームの 50S サブユニットに結合してタンパク質合成を阻害するものであり、静菌的に作用すると考えられている。

牛及び豚の肺炎の起因菌に対して有効性が認められていることから、牛及び豚の細菌性呼吸器疾患治療及び予防を目的とする動物用医薬品として開発された。

ツラスロマイシンは、ヒト用医薬品としては、国内外とも使用されていない。ツラスロマイシンを有効成分とする動物用医薬品は、日本における承認はないが、EU 及び米国等で使用されている。EU 及び米国における用法・用量は、ツラスロマイシンとして 2.5 mg(力価)/kg 体重の用量を牛には皮下、豚には筋肉内への単回投与である。休薬期間は EU では牛 : 49 日、豚 : 33 日、米国では牛 : 18 日、豚 : 5 日である。なお、ツラスロマイシンは EMEA (2002 年) 及び FDA (2005 年) においてすでに評価されており、それぞれ 0.011 及び 0.015 mg/kg 体重/日の ADI が設定されている。

今回、日本において、豚の細菌性肺炎を適応症とした注射剤の承認申請が行われたものである。

II. 安全性に係る知見の概要

1. 薬物動態試験

(1) 薬物動態試験 (牛・吸収) (参照 2~4)

牛 (約 6~8 ヶ月齢、雌及び去勢雄計 42 頭¹⁾) にツラスロマイシンを単回皮下投与 (2.5 mg(力価)/kg 体重) し、薬物動態について検討した。血漿については、最長投与 360 時間後まで経時的に採取した。また、最も高濃度の残留が想定されている肺について、投与 12、24、72、144、240 及び 360 時間後に各 6 頭から組織を採取した。

血漿中の T_{max} は 0.5~1.8 時間、 C_{max} は 0.36~1.3 $\mu\text{g/mL}$ 、 $T_{1/2}$ は 58~99 時間であった。一方、肺組織中の T_{max} は 24 時間、 C_{max} は 4.1 $\mu\text{g/g}$ 、 $T_{1/2}$ は 184 時間であった。(参照 2)

¹ 無投与対照群 6 頭を含む。

牛 (約 5~6 ヶ月齢、雌及び去勢雄計 18 頭²⁾) にツラスロマイシンを単回皮下 (2.5 mg(力価)/kg 体重) 及び静脈内投与 (2.5 mg(力価)/kg 体重) し、薬物動態について検討した。血漿については、各投与群で最長投与 144 時間及び 336 時間後まで経時的に採取した。また、最も高濃度の残留が想定されている肺については、各投与群で投与 168 及び 360 時間後に各 4 頭から組織を採取した。

皮下投与時の血漿中 T_{max} は 0.25 時間、 C_{max} は 0.41 $\mu\text{g/mL}$ 、 $T_{1/2}$ は 92 時間であった。静脈内投与時の血漿中 T_{max} は投与直後、 C_{max} ³⁾ は 2.0 $\mu\text{g/mL}$ 、 $T_{1/2}$ は 65 時間であった。一方、肺組織中濃度は投与 168 時間後に皮下投与で 2.4 $\mu\text{g/g}$ 、静脈内投与で 2.2 $\mu\text{g/g}$ 、投与 360 時間後に皮下投与で 1.2 $\mu\text{g/g}$ 、静脈内投与で 0.7 $\mu\text{g/g}$ であった。(参照 3)

牛 (約 4~7 週齢、雌雄計 18 頭⁴⁾) にツラスロマイシンを単回皮下 (2.5 mg(力価)/kg 体重) 及び静脈内投与 (2.5 mg(力価)/kg 体重) し、薬物動態について検討した。血漿については、各投与群で最長投与 168 時間及び 336 時間後まで経時的に採取した。また、最も高濃度の残留が想定されている肺については、各投与群で投与 168 及び 336 時間後に雌雄各 2 頭から組織を採取した。

皮下投与時の血漿中 T_{max} は 0.25 時間、 C_{max} は 0.41 $\mu\text{g/mL}$ 、 $T_{1/2}$ は 87 時間であった。静脈内投与時の血漿中 T_{max} は投与直後、 C_{max} ⁵⁾ は 5.98 $\mu\text{g/mL}$ 、 $T_{1/2}$ は 96 時間であった。一方、肺組織中濃度は投与 168 時間後には皮下投与で 1.7 $\mu\text{g/g}$ 、静脈内投与で 1.5 $\mu\text{g/g}$ 、投与 360 時間後には皮下投与で 0.9 $\mu\text{g/g}$ 、静脈内投与で 0.8 $\mu\text{g/g}$ であった。(参照 4)

(2) 薬物動態試験 (牛・分布) (参照 5)

牛 (約 5~7 ヶ月齢、雌及び去勢雄計 26 頭⁶⁾) に ¹⁴C 標識ツラスロマイシンを単回皮下投与 (2.5 mg/kg 体重) し、投与 36 及び 48 日後までの筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び注射部位について組織を採取し、総放射活性、未変化体及び残留マーカー⁷⁾を測定した。

組織中濃度は注射部位を除き調査したいずれの時点においても肝臓で最も高く、次いで腎臓、脂肪、筋肉の順であったが経時的に減少し、投与 36 日後の時点で筋肉、投与 48 日後の時点で脂肪が検出限界未満となった。投与 48 日後の肝臓及び腎臓における残留量は 1.2 及び 0.25 $\mu\text{g eq/g}$ であった。投与 0.5 から 48 日後までの間に摘出した組織中の未変化体と総残留物の比率の平均は肝臓が 0.40、腎臓が 0.62、投与部位が 0.77、筋肉が 0.71、残留マーカーと総残留物の比率は肝臓が 0.61、腎臓が 0.78、脂肪が 0.46、筋肉が 0.79 であった。注射部位については投与直後 (投与 0.5 日後) の時点では最も高い残留が認められたが、投与 5 日以降は肝臓より低くなり、その後経時的に減少した。

(3) 薬物動態試験 (牛・代謝物) (参照 6)

薬物動態試験 (牛・分布) で検討された各組織、胆汁、尿及び糞中の代謝物の同定を

² 無投与対照群 2 頭を含む。

³ C_0

⁴ 無投与対照群 2 頭を含む。

⁵ C_0

⁶ 無投与対照群の雌及び去勢雄各 1 頭を含む。

⁷ 組織の酸消化によってツラスロマイシン及びその主な代謝物から生じる共通のフラグメントを残留マーカーとしている。

実施した。いずれの試料においても主要な残留放射活性は未変化体によるものであり、筋肉、肝臓で約 66 %、腎臓で約 77 %、脂肪では約 36 % を占めた。主要代謝物はツラスロマイシンの脱クラディノース環体であったが、その含有量は最大で糞中の約 8.76 % であった。胆汁中で認められたツラスロマイシンの脱プロピル体 (約 16.3 %) を除き、その他の代謝物の割合はいずれも低かった。

(4) 薬物動態試験 (牛・排泄) (参照 7)

牛 (約 5~7 ヶ月齢、雌及び去勢雄計 10 頭⁸⁾) に ¹⁴C 標識ツラスロマイシンを単回皮下投与 (2.5 mg/kg 体重) し、投与 1~4、14、24、35 及び 47 日⁹⁾ に尿及び糞を採取して、総放射活性を測定した。

排泄物中の総放射活性はいずれも投与 24 時間以内にピークとなった。また、投与 5 日以内に尿から投与量の約 24.1 %、糞から約 23.7 %、合計約 47.8 % が排泄され、投与後 35 日では尿と糞を併せて約 62.8 %、投与後 47 日では約 68.7 % が排泄された。

(5) 薬物動態試験 (豚・吸収) (参照 8~10)

豚 (約 2~3 ヶ月齢、雌雄各 21 頭¹⁰⁾) にツラスロマイシンを単回筋肉内投与 (2.5 mg(力価)/kg 体重) し、薬物動態について検討した。血漿については、最長投与 360 時間後まで経時的に採取した。また、最も高濃度の残留が想定されている肺については、投与 12、24、72、144、240 及び 360 時間後に雌雄各 3 頭から組織を採取した。血漿及び肺試料は LC-MS/MS により分析した。

血漿中 T_{max} は 0.5 時間¹¹⁾、 C_{max} は 0.58 µg/mL、 $T_{1/2}$ は 91 時間¹²⁾ であった。一方、肺組織中の T_{max} は 24 時間、 C_{max} は 3.47 µg/g、 $T_{1/2}$ は 142 時間であった。(参照 8)

豚 (約 2~3 ヶ月齢、雌雄各 11 頭¹³⁾) にツラスロマイシンを単回筋肉内 (2.5 mg(力価)/kg 体重) 及び静脈内投与 (2.5 mg(力価)/kg 体重) し、薬物動態について検討した。血漿については、各投与群で最長投与 168 時間後及び 360 時間後まで経時的に採取した。また、最も高濃度の残留が想定されている肺については、各投与群で投与 168 時間後に雌雄各 2 頭、360 時間後に雌雄各 3 頭から組織を採取した。血漿及び肺試料は LC-MS/MS により分析した。

筋肉内投与時の血漿中 T_{max} は 0.25 時間、 C_{max} は 0.616 µg/mL、 $T_{1/2}$ (試料採取期間が 360 時間の群) は 75.6 時間であった。静脈内投与時の血漿中 T_{max} は投与直後、 C_{max} ¹⁴⁾ は 9.68 µg/mL、 $T_{1/2}$ (試料採取期間が 360 時間の群) は 67.5 時間であった。一方、肺組織中の濃度は投与 168 時間後に筋肉内投与で 1.38 µg/g、静脈内投与で 1.44 µg/g、投与 360 時間後に筋肉内投与で 0.78 µg/g、静脈内投与で 0.77 µg/g であった。(参照 9)

豚 (交雑種、体重 36.0 kg、計 14 頭：投与群各 6 頭、対照群 2 頭) にツラスロマイシンを単回強制経口 (2.5 mg/kg 体重) 及び筋肉内投与 (2.5 mg/kg 体重) し、薬物動態について検討した。血漿については、最長投与 168 時間後まで経時的に採取した。また、最も高濃度の残留が想定されている肺については、168 時間後に組織を採取した。

筋肉内投与時の血漿中 T_{max} は 0.917 時間、 C_{max} は 0.711 µg/mL、 $T_{1/2}$ は 61.5 時間、AUC は 14.0 µg/h/mL であった。経口投与時の各パラメータは暴露量が低く、変動も大きいいため測定できなかったとされているが、測定した血漿試料中濃度の比較からは経口吸収率は 10 % 以下と推定された。一方、肺組織中濃度は投与 168 時間後に筋肉内投与で 1.58 µg/g であり、経口投与では 3 例 (3/6) から検出され 0.13 µg/g¹⁵⁾ であった。(参照 10)

豚 (交雑種、体重 36.0 kg、計 6 頭：投与群 4 頭、対照群 2 頭) に、ツラスロマイシンを単回強制経口投与 (2.5 mg/kg 体重) し、最長投与 336 時間後までの尿及び糞を採取した。また、投与 336 時間後には最も高濃度の残留が想定されている肺について組織を採取した。

尿中の排泄は投与後 24 時間までの分画が最も高く平均濃度は 0.45 µg/mL であり、糞中の排泄は投与 24~48 時間までの分画が最も高く平均濃度は 68.7 µg/g であった。尿及び糞中からの未変化体回収率は約 30~50 % であった。肺組織中の濃度は投与 336 時間後では 2 例 (2/4) から検出され、0.09 µg/g¹⁶⁾ であった。(参照 10)

(6) 薬物動態試験 (豚・分布) (参照 11)

豚 (約 2~3 ヶ月齢、雌及び去勢雄計 18 頭¹⁷⁾) に ¹⁴C 標識ツラスロマイシンを単回筋肉内投与 (2.5 mg/kg 体重) し、最長投与 36 日後までの筋肉、皮膚/脂肪、肝臓、腎臓及び注射部位について組織を採取し、総放射活性、未変化体及び残留マーカー¹⁸⁾ を測定した。

組織中濃度は注射部位を除き調査したいずれの時点においても腎臓で最も高く、次いで肝臓、皮膚/脂肪、筋肉の順であったが、いずれの場合も経時的に減少した。皮膚/脂肪及び筋肉については投与 36 日後の時点で検出限界未満となったが、腎臓及び肝臓ではそれぞれ未変化体が 0.255 及び 0.210 µg/g 残留していた (表 1)。

⁸⁾ 無投与対照群雌及び去勢雄各 1 頭を含む。

⁹⁾ 投与群は 35 日まで 8 頭、47 日は 4 頭について、対照群は雌雄各 1 頭の 2 頭について採取。

¹⁰⁾ 無投与対照群 3 頭を含む。

¹¹⁾ 2 つの外れ値 (投与 4 時間後及び投与 12 時間後) を除外して算定。

¹²⁾ 試料採取期間が最も長い投与群から算定。

¹³⁾ 無投与対照群各 1 頭を含む。

¹⁴⁾ C_0

¹⁵⁾ 3 頭の定量下限値以下の値を 0 として計算。

¹⁶⁾ 2 頭の定量下限値以下の値を 0 として計算。

¹⁷⁾ 無投与対照群 2 頭を含む。

¹⁸⁾ 組織の酸消化によってツラスロマイシン及びその主な代謝物から生じる共通のフラグメントを残留マーカーとしている。

表 1 豚のツラスロマイシン単回筋肉内投与後の平均各組織中濃度 n=4 (µg/g±標準偏差)

組織	残留物	投与後時間 (日)			
		4	12	24	36
肝臓	未変化体	2.47±0.32	1.18±0.23	0.583±0.104	0.210±0.064
	残留マーカー*1	2.54±0.25	1.32±0.24	0.538±0.069	0.192±0.060
	総放射活性*1	2.85±0.42	1.39±0.23	0.565±0.101	0.196±0.056
腎臓	未変化体	6.80±0.65	2.6±0.99	0.84±0.18	0.255±0.078
	残留マーカー*1	5.34±0.64	2.03±0.70	0.698±0.134	0.220±0.068
	総放射活性*1	6.61±0.55	2.50±0.84	0.793±0.160	0.266±0.077
筋肉	未変化体	0.620±0.054	0.135±0.027	0.0464±0.0120	0.0176±0.0048
	残留マーカー*1	0.557±0.037	0.115±0.293	0.0436±0.0121	0.0116±0.0041
	総放射活性*1	0.613±0.039	0.124±0.026	0.058±0.006	<LLOQ
注射部位	未変化体	4.86±0.52	2.40±0.74	1.44±0.21	0.814±0.425
	残留マーカー*1	4.14±0.58	2.14±0.64	1.30±0.18	0.680±0.370
	総放射活性*1	4.73±0.69	2.44±0.61	1.40±0.31	0.76±0.41
皮膚/脂肪	未変化体	0.0991±0.0318	0.0282±0.0168	0.0121±0.0048	0.0206±0.0240
	残留マーカー*1	0.182±0.041	0.0437±0.0249	0.0125±0.0074	0.0042*2±0.0020
	総放射活性*1	0.478±0.058	0.178±0.041	0.100±0.000*3	<LLOQ

残留マーカー：2N HCl による組織の酸消化により生成される共通フラグメント

LLOQ：定量下限値 (12 cpm)

*1：濃度はツラスロマイシン当量

*2：検出限界下限値未満の 1 例は除外して平均値を算定

*3：定量限界下限値未満の 2 例は除外して平均値を算定

肝臓及び腎臓において残留マーカーと未変化体の消失は平行する消失曲線を示した。各組織における主要残留物は未変化体であった。未変化体と総残留物の比率は、肝臓 0.96、腎臓 1.02、筋肉 0.96、皮膚/脂肪 0.18、残留マーカーと総残留物の比率は肝臓 0.94、腎臓 0.83、筋肉 0.86、皮膚/脂肪 0.28 であった。

(7) 薬物動態試験 (豚・代謝物) (参照 12)

薬物動態試験 (豚・分布) で検討された各組織、胆汁、尿及び糞中の代謝物を同定した。いずれの試料においても主要な残留放射活性は未変化体によるものであり、60～95% を占めた。その他の代謝物の割合はいずれも低かった。

皮膚/脂肪では、デンスアミン N-オキシドと同定された代謝物が、残留放射活性の 19.7% を占めたが、皮膚/脂肪における残留放射量は試験期間の全時点で他のいずれの組織よりはるかに低かった。皮膚/脂肪以外のすべての組織で総放射活性の 6.2% を超える代謝物はなかった。

(8) 薬物動態試験 (豚・排泄) (参照 13)

豚 (約 3 ヶ月齢、雌及び去勢雄、計 18 頭¹⁹) に ¹⁴C 標識ツラスロマイシンを単回筋肉内投与 (2.5 mg/kg 体重) し、投与 1～5 及び 12、23、35 日²⁰の尿及び糞を採取して、総放射活性を測定した。排泄物中の放射活性は尿中で投与 24 時間以内、糞中で投与 3 日以内にピークを示した。また、投与 5 日以内に尿から投与量の約 27.5%、糞から約 43.5%、合計で約 71.0% が排泄され、投与 35 日までに尿と糞を併せ約 95.8% 以上が排泄された。

各薬物動態試験の結果を表 2～4 にまとめた。

表 2 牛及び豚のツラスロマイシン投与における血漿中薬物動態パラメータ

動物種	投与経路	投与量 (mg(力価)/kg 体重)	T _{max} (h)	C _{max} (µg/mL)	T _{1/2} (h)
牛	皮下	2.5	0.5～1.8	0.36～1.3	58～99
			0.25	0.41	92
			0.25	0.41	87
	静脈内		投与直後	2.0	65
			投与直後	5.98	96
			測定不可。吸収率は 10% 以下と推定		
豚	経口	0.5	0.58	91	
	筋肉内	0.25	0.616	75.6	
		0.917	0.711	61.5	
		投与直後	9.68	67.5	
	静脈内				

表 3 牛及び豚のツラスロマイシン投与における肺組織中濃度 (µg(力価)/g)

動物種	投与経路	投与量 (mg(力価)/kg 体重)	投与後時間 (h)	
			168	360
牛	皮下	2.5	2.4	1.2
			1.7	0.9
	静脈内		2.2	0.7
			1.5	0.8
豚	経口	0.13*		
	筋肉内	1.58		
		1.38	0.78	
	静脈内	1.44	0.77	

*：3/6 例から検出された

¹⁹ 無投与対照群の雌及び去勢雄各 1 頭を含む。

²⁰ 投与群は 23 日までは 8 頭、35 日は 4 頭について、対照群は雌雄各 1 頭の 2 頭について採取。

表 4 牛及び豚の¹⁴C標識ツラスロマイシン投与における放射活性排泄率 (%)

動物種	投与経路	投与量 (mg/kg 体重)	試料	投与後時間 (日)		
				5	35	47
牛	皮下	2.5	尿	24.1	62.8	68.7
			糞	23.7		
豚	筋肉内		尿	27.5	95.8	
			糞	43.5		

2. 残留試験

(1) 残留試験 (豚①) (参照 14)

豚 (LWD 系、3~4 ヶ月齢、去勢雄及び雌各 2 頭/時点/投与群、去勢雄及び雌各 1 頭/対照群) にツラスロマイシンを単回筋肉内投与 (2.5 mg(力価)/kg 体重、対照群: 無投与) し、経時的 (投与 2、5、10、15 及び 20 日後) にと殺して、組織中のツラスロマイシンの残留性について検討した。

組織試料は、酸処理を行い、LC-MS/MS 法を用いて分析し、生成される共通フラグメント (残留マーカー) の測定値から、換算式を用いて各組織中のツラスロマイシン相当濃度を算出した。結果を表 5 に示した。

表 5 豚のツラスロマイシン単回筋肉内投与後の平均組織中濃度 n=4 (µg/g)

組織	投与後時間 (日)					
	対照 (n=1)	2	5	10	15	20
筋肉	<0.03	1.14	0.70	0.27	0.16	0.09
脂肪	<0.03	0.54	0.37	0.24	0.15	0.07
肝臓	<0.03	2.21	2.39	1.95	1.15	0.91
腎臓	<0.03	8.64	3.78	3.27	2.10	1.31
小腸	<0.03	0.81	0.67	0.55	0.36	0.27
注射部位筋肉*1	<0.03	31.25	13.74	10.40	6.63	5.38
注射部位周辺筋肉*2	<0.03	5.41	1.74	1.35	0.95	0.36
注射部位 500 g 相当*3	<0.03	8.91	4.46	2.76	1.89	1.63

定量限界: 0.03 µg/g

*1: 注射針刺入位置を中心に 100~104 g 採取。

*2: 注射部位筋肉採取後の周辺筋肉を 400~404 g 採取。

*3: 注射針刺入位置を中心に採取した筋肉 500 g に相当する試料。注射部位筋肉と注射部位周辺筋肉をミンチにし、均一化した後に 1:4 の比率で混合して調製

投与 2 日後では、最も高い残留濃度は注射部位筋肉 (31.25 µg/g) で認められ、次いで注射部位 500 g 相当 (8.91 µg/g)、腎臓 (8.64 µg/g)、注射部位周辺筋肉 (5.41 µg/g) 及び肝臓 (2.21 µg/g) であった。各組織中残留は、時間の経過に伴い減少し、投与 20 日後には全て投与 2 日後の 50 %以下にまで減少した。筋肉、脂肪及び小腸における濃度は、投与 5 日後には 0.7 µg/g 以下であった。

(2) 残留試験 (豚②) (参照 15)

豚 (3~4 ヶ月齢、去勢雄及び雌各 3 頭/時点/投与群) にツラスロマイシンを単回筋肉内投与 (2.5 mg(力価)/kg 体重、対照群: 無投与) し、経時的 (投与 5、12、18、25 及び 36 日後) にと殺して、組織中のツラスロマイシンの残留性について検討した。

組織試料は、酸処理を行い、LC-MS/MS 法を用いて分析し、生成される共通フラグメント (残留マーカー) の測定値から、換算式を用いて各組織中のツラスロマイシン相当濃度を算出した。結果を表 6 に示した。

表 6 豚のツラスロマイシン単回筋肉内投与後の平均組織中濃度 n=6 (µg/g ± 標準偏差)

組織	投与後時間 (日)					
	対照	5	12	18	25	36
肝臓	<LLOQ	1.7±0.3	0.96±0.13	0.73±0.17	0.28±0.04	0.15±0.04
注射部位*1	<LLOQ	2.3±0.3	1.5±0.6	1.1±0.3	0.5±0.4	0.6±0.2
腎臓	<LLOQ	2.9±0.5	1.2±0.2	0.8±0.3	0.31±0.07	0.17±0.06
筋肉	<LLOQ*2	0.44±0.15	0.095±0.015	0.07±0.04	0.035±0.019	0.018±0.007
皮膚/脂肪	<LLOQ*2	0.23±0.06	0.11±0.05	0.06±0.03	0.02±0.009	0.015±0.008

LLOQ: 定量下限値 (組織分取検体の量と処理した抽出物分取検体の量に依存した。)

*1: 筋膜と下層の筋肉を含め約 500 g を採取。

*2: 一部の試料は実測値で定量可能な低い値を示したが、試料処理の時点でのコンタミネーションの可能性が考えられた。

投与 5 日後では、最も高い残留濃度は腎臓 (2.9 µg/g) で認められ、次いで注射部位 (2.3 µg/g) 及び肝臓 (1.7 µg/g) で認められた。各組織中残留は時間の経過に伴い減少し、投与 5 日後に高濃度に認められた腎臓、注射部位及び肝臓では、投与 36 日後には約 30 %以下にまで減少した。筋肉及び皮膚/脂肪における濃度は、投与 5 日後には 0.5 µg/g 未満であった。注射部位を含む全ての組織において、投与 36 日後には ppb レベルにまで減少した。

3. 急性毒性試験 (参照 16、17)

ラット (SD 系、雌雄各 3 匹群) を用いた急性毒性試験において、ツラスロマイシン A の経口投与では 2,000 mg(力価)/kg 体重までの単回投与で死亡は認められなかった。ツラスロマイシンの静脈内投与では 10 mg(力価)/kg 体重²¹の単回投与では死亡は認められなかったが、30 mg(力価)/kg 体重²¹では全例が死亡した。(参照 16)

イヌ (ビーグル種、雌雄各 2 匹群²²) を用いた急性毒性試験において、ツラスロマイシンの経口投与では 1,000 mg(力価)/kg 体重²³まで、静脈内投与では 30 mg(力価)/kg 体重²³までの単回投与で死亡は認められなかった。(参照 17)

²¹ ツラスロマイシン A としての用量。

²² 30 mg/kg 体重の静脈投与については 1 頭。

²³ ツラスロマイシン A としての用量。

4. 亜急性毒性試験

(1) 1ヶ月間亜急性毒性試験(ラット) (参照 18)

ラット(SD系、雌雄各10匹群)を用いたツラスロマイシンの強制経口投与(10、50及び200 mg(力価)/kg 体重/日²⁴)による1ヶ月間亜急性毒性試験において認められた毒性所見は以下のとおりであった。対照群にはクエン酸緩衝脱イオン水を投与した。

試験期間中に投与に起因する死亡例は認められなかった。

一般状態、体重及び摂餌量では、投与に起因する影響は認められなかった。

血液学的検査では、200 mg(力価)/kg 体重/日²⁴群で単球及び好酸球の増加が認められた。

血液生化学的検査では、200 mg(力価)/kg 体重/日²⁴群の雄でAST及びALTの高値が認められた。

臓器重量では、200 mg(力価)/kg 体重/日²⁴群の雄で肝臓比重量の低値が認められた。

尿検査、眼検査、剖検及び病理組織学的検査では投与に起因する影響は認められなかった。

以上より、本試験におけるNOAELは50 mg(力価)/kg 体重/日²⁴と考えられた。

(2) 3ヶ月間亜急性毒性試験(ラット) (参照 19)

ラット(SD系、雌雄各20匹群)を用いたツラスロマイシンの強制経口投与(0、5、15及び100 mg(力価)/kg 体重/日)による3ヶ月間亜急性毒性試験において認められた毒性所見は以下のとおりであった。対照群にはクエン酸緩衝脱イオン水を投与した。

試験期間中に死亡例は認められなかった。

一般状態、体重、摂餌量及び血液学的検査では、投与に起因する影響は認められなかった。

血液生化学的検査では、15 mg(力価)/kg 体重/日群の雄でAST及びALTの高値、100 mg(力価)/kg 体重/日群の雌雄でAST及びALT、雌でコハク酸脱水素酵素(SDH)の高値、雄で総タンパク質、アルブミン及びグロブリンの低値が認められた。

尿検査、眼検査、臓器重量、剖検及び病理組織学的検査では投与に起因する影響は認められなかった。100 mg(力価)/kg 体重/日群について8種類の肝チトクロムP450系酵素の活性が測定されたが、いずれも対照群と差は認められなかった。

以上より、本試験におけるNOAELは5 mg(力価)/kg 体重/日と考えられた。

また、本試験の衛星群²⁵を用いて、肺組織中のツラスロマイシン濃度を測定した。肺組織中のツラスロマイシン濃度は高投与量でより高値が認められた。経時的には投与開始30日後までの増加率が高く、その後試験終了時までの増加は緩やかであった。

(3) 1ヶ月間亜急性毒性試験(イヌ) (参照 20)

イヌ(ビーグル種、雌雄各4匹群)を用いたツラスロマイシンの強制経口投与(0、5、

15及び50 mg(力価)/kg 体重/日²⁶)による1ヶ月間亜急性毒性試験において認められた毒性所見は以下のとおりであった。対照群にはクエン酸緩衝脱イオン水を投与した。

試験期間中に死亡例は認められなかった。

一般状態では、対照群を含め軟便が認められ、50 mg(力価)/kg 体重/日²⁶群の3例で頻度が高かった。

体重、摂餌量、心拍数、呼吸数、体温、心電図、眼検査、尿検査及び血液学的検査では、投与に起因する影響は認められなかった。

血液生化学的検査では、50 mg(力価)/kg 体重/日²⁶群の雄でALT及びASTの上昇、雌でASTの上昇が認められ、雄では総タンパク質及びグロブリンの軽度の低値が認められた。

臓器重量では、50 mg(力価)/kg 体重/日²⁶群の雌で腎臓の絶対及び比重量に高値が認められた。

血圧では、50 mg(力価)/kg 体重/日²⁶群の雄で低下がみられた。

剖検及び病理組織学的検査では投与に起因する影響は認められなかった。

以上より、本試験におけるNOAELは15 mg(力価)/kg 体重/日²⁶と考えられた。

(4) 3ヶ月間亜急性毒性試験(イヌ) (参照 21)

イヌ(ビーグル種、雌雄各4匹群)を用いたツラスロマイシンの強制経口投与(0、5.7、17.0及び56.7 mg(力価)/kg 体重/日)による3ヶ月間亜急性毒性試験において認められた毒性所見は以下のとおりであった。なお、対照群にはクエン酸緩衝脱イオン水を投与した。

試験期間中、56.7 mg(力価)/kg 体重/日群の1例が誤投与により死亡した他に死亡例は認められなかった。

一般状態では、対照群を含め軟便が認められたが、56.7 mg(力価)/kg 体重/日群の雌雄で頻度が高かった。

体重、摂餌量、心拍数、呼吸数、体温、血圧及び心電図に投与に起因する影響は認められなかった。

眼検査では17.0 mg(力価)/kg 体重/日群の雌雄各1例で、限局性で片側性の小さな銀色点が複数、網膜の壁紙(タペタム)結合部付近に認められたが、この所見に対応する病理組織学的異常は認められなかった。また、この変化は対照群を含め、他の投与群では認められなかった。

血液学的検査及び尿検査では、投与に起因する影響は認められなかった。

血液生化学的検査では、17.0 mg(力価)/kg 体重/日群の雌1例でAST、56.7 mg(力価)/kg 体重/日群の雌雄でALT及びASTの上昇が認められた。

臓器重量、剖検及び病理組織学的検査では特に投与に起因する影響は認められなかった。投与終了後、9種類の肝チトクロムP450系酵素の活性が測定されたが、いずれも対照群と差は認められなかった。投与終了時の肺組織中のツラスロマイシン濃度は、高用量群でより高かった。

以上より、本試験におけるNOAELは5.7 mg(力価)/kg 体重/日と考えられた。

²⁴ ツラスロマイシンAとしての用量。

²⁵ 予備的に本試験群と並行して同様に被験物質投与された群。

²⁶ ツラスロマイシンAとしての用量。

5. 慢性毒性試験

(1) 1年間慢性毒性試験 (イヌ) (参照 22)

イヌ (ビーグル種、雌雄各 4 匹/群) を用いたツラスロマイシンの強制経口投与 (0、2、5 及び 25 mg(力価)/kg 体重/日) による 1 年間慢性毒性試験において認められた毒性所見は以下のとおりであった。なお、対照群にはクエン酸緩衝脱イオン水を投与した。

試験期間中に、死亡例は認められなかった。

一般状態では、投与群で散発的な流涎が認められたが、5 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群でわずかに頻度が高く、特に雌で顕著であった。

体重、摂餌量、心拍数、呼吸数、体温、血圧、心電図、眼検査、血液学的検査及び尿検査に、投与に起因する影響は認められなかった。

血液生化学的検査は投与 12、31、85、176、273 及び 357 日後に行われており、25 mg(力価)/kg 体重/日群の雌で ALT 及び AST の上昇が認められた。雄においては AST が投与 85 日後以降に上昇傾向を示し、投与 176 日後で有意であった。

臓器重量では、25 mg(力価)/kg 体重/日群で精巢の絶対及び比重量の増加が認められた。剖検及び病理組織学的検査では、投与に起因する影響は認められなかった。

以上より、5 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群で認められた散発的な流涎をもとに、本試験における NOEL は 2 mg/kg 体重/日と考えられた。しかしながら、この影響の程度はごくわずかで、統計学的には検証できていない。また、頻度に差はあるが対照群を含めて認められており、被験物質投与に用いられた媒体の pH が弱酸性であることの影響があるものと思われる。さらには、関連した病変、特に消化管に病変は認められておらず、慢性毒性影響の評価指標としては適切でないと考えられる。このため、本試験で毒性影響と認められる指標は血液生化学的検査におけるいくつかのパラメータの変化で、NOAEL は 5 mg(力価)/kg 体重/日であると判断された。

なお、25 mg(力価)/kg 体重/日群の初回投与及び 1 年間の投与終了後 24 時間の AUC の比較では、1 年間の投与終了時で 6 倍程度高い値が認められ、長期投与による蓄積が認められたが、2 mg(力価)/kg 体重/日群では初回及び 1 年間の投与終了後の血漿中濃度はともに低く、蓄積は確認されなかった。投与終了時の肺組織中のツラスロマイシン濃度は、投与量順に 0.75、4.02 及び 321 µg(力価)/g で高投与量群でより高かったが、先の 3 ヶ月間亜急性毒性試験の知見と比較してさらなる蓄積は認められなかった。

6. 発がん性試験

発がん性試験については実施されていない。

7. 生殖発生毒性試験

(1) 2 世代繁殖毒性試験 (ラット) (参照 23)

ラット (SD 系) を用いたツラスロマイシンの強制経口投与 (0、15、50 及び 100 mg(力価)/kg 体重/日) による 2 世代繁殖毒性試験を実施した。被験物質の投与及び交配は次の要領で実施した。

F₀ 世代では、雌雄各 30 匹/群に交配開始前に最低 70 日間投与し、さらに交配、妊娠、

ほ育期間を通じ、F₁ 離乳後の剖検時まで投与した。F₁ 世代は離乳時に雌雄各 30 匹/群を交配のため選抜した。F₁ 動物には F₀ と同様に交配開始前に最低 70 日間投与し、さらに交配、妊娠及びほ育期間を通じ、F₂ 離乳後の剖検時まで投与した。F₂ 児動物は離乳時に剖検した。

一般状態では、投与に起因する影響は認められなかった。体重増加抑制が、F₀ 及び F₁ 世代の 100 mg(力価)/kg 体重/日群の雄で散発的に認められ、雌では F₁ 世代の 50 mg(力価)/kg 体重/日群で妊娠 0~4 日、100 mg(力価)/kg 体重/日群で妊娠 0~20 日に認められた。摂餌量は、F₀ 及び F₁ 世代の 100 mg(力価)/kg 体重/日群の雄で散発的に低下が認められた。血液生化学的検査は F₀ 世代の投与 9 及び 18 週で実施されたが、総タンパク質の低値が 50 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群の雄の投与 9 及び 18 週、AST の高値が 50 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群の雄の投与 18 週並びに BUN の低値が 50 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群の雄の投与 9 週、雌の投与 18 週及び全投与群の雄の投与 18 週で認められた。肝臓の絶対及び比重量の減少が F₀ 世代の全投与群の雌雄にみられ、F₁ 世代においても肝臓の比重量が全投与群の雄と 50 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群の雌で減少した。病理組織学的検査では、肝臓を含め検査したいずれの臓器にも異常は認められなかった。

繁殖に関する影響のパラメータ (受胎率、交尾率、同居から交尾までの日数、妊娠率、分娩率及び発情周期) には、F₀ 及び F₁ とともに投与の影響は認められなかった。

F₁ 及び F₂ 新生児の性比、生存出生児数、分娩後生存率及び性成熟までの日数に投与の影響は認められなかった。離乳時の F₁ 及び F₂ 児の剖検及び臓器重量に被験物質の投与に起因する影響は認められなかった。

本試験における親動物の一般毒性についての LOAEL は 15 mg(力価)/kg 体重/日、生殖発生毒性に対する NOAEL は本試験における最高用量である 100 mg(力価)/kg 体重/日と考えられた。

(2) 催奇形性試験 (ラット) (参照 24)

ラット (SD 系、22 匹/群) を用いたツラスロマイシンの強制経口投与 (0、15、100 及び 200 mg(力価)/kg 体重/日) による催奇形性試験において認められた毒性所見は以下のとおりであった。被験物質の投与は、妊娠 6 日から 17 日まで行い、妊娠 20 日に帝王切開した。対照群にはクエン酸媒体を投与した。

母動物に死亡は認められず、一般状態でも投与に起因する影響は認められなかった。100 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群で、体重減少はみられなかったが、妊娠 6~9 及び 9~12 日の摂餌量の減少が認められた。

試験実施機関の背景データの範囲内の変化ではあったが、100 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群で、総吸収胚率、着床後胚死亡率の有意な増加及び 1 腹当たり生存胎児率の有意な低下が認められた。15 mg(力価)/kg 体重/日以上投与群で雌雄の胎児体重の有意な低下がみられた。黄体数、着床前胚死亡数、着床数及び性比に投与の影響は認められなかった。また、胎児の外表、内臓及び骨格観察においても奇形や変異の発現率に投与に起因する影響は認められなかった。

以上より、本試験の母動物に対する NOAEL は 15 mg(力価)/kg 体重/日、胎児に対す

る LOAEL は 15 mg(力価)/kg 体重/日と考えられた。また、催奇形性は認められなかった。

(3) 催奇形性試験 (ウサギ) (参照 25)

ウサギ (ニューージーランドホワイト種、22 匹/群) を用いたツラスロマイシンの強制経口投与 (0、5、15 及び 50 mg(力価)/kg 体重/日) による催奇形性試験において認められた毒性所見は以下のとおりであった。被験物質の投与は、妊娠 7 日から 20 日まで行い、妊娠 29 日に帝王切開した。対照群にはクエン酸媒体を投与した。

一般状態では、投与に起因する影響は認められなかった。50 mg(力価)/kg 体重/日群で、体重減少はみられなかったが、妊娠 7~10 日の摂餌量の減少が認められた。

生存胎児数、早期/後期吸収胚数、着床数、黄体数、胎児体重及び胎盤重量に投与の影響は認められなかった。また、胎児の外表、内臓及び骨格観察においても奇形や変異の発現率に投与の影響は認められなかった。

以上の結果から、本試験の母動物に対する NOAEL は 15 mg(力価)/kg 体重/日、胎児に対する NOAEL は本試験における最高用量である 50 mg(力価)/kg 体重/日と考えられた。また、催奇形性は認められなかった。

8. 遺伝毒性試験 (参照 26~30)

ツラスロマイシンの遺伝毒性に関する各種の *in vitro* 及び *in vivo* 試験の結果を表 7~8 にまとめた。

表 7 *in vitro* 試験

試験	対象	用量	結果
復帰突然変異試験*	<i>Salmonella typhimurium</i> TA1535, TA1537, TA98, TA100, <i>Escherichia coli</i> WP2 <i>uvrA</i>	0.02, 0.1, 0.5, 2.0, 5.0, 10, 50 µg(力価)/plate (-S9)	陰性 ¹
		0.02, 0.1, 0.5, 2.0, 5.0, 10, 50 µg(力価)/plate (+S9)	陰性 ²
		0.05, 0.15, 0.5, 1.5, 5.0, 15 µg(力価)/plate (-S9)	陰性 ³
		0.15, 0.5, 1.5, 5.0, 15, 50 µg(力価)/plate (+S9)	陰性 ⁴
染色体異常試験*	ヒト末梢血リンパ球	608, 812, 1,084, 1,450, 1,810 µg(力価)/mL (-S9; 3hr+21hr)	陰性 ⁵
		1,450, 1,810, 2,260, 2,820, 3,520 µg(力価)/mL (+S9; 3hr+21hr)	陰性 ⁶
		198, 248, 608, 1,084 µg(力価)/mL (-S9; 24 hr)	陰性 ⁷
前進突然変異試験	CHO 細胞 (K1-BH4/Hprt)	500, 1,000, 2,000, 3,000, 4,000, 5,000 µg(力価)/mL (-S9; 5 hr+7 days)	陰性 ⁸
		500, 1,000, 2,000, 3,000, 4,000, 5,000 µg(力価)/mL (+S9; 5 hr+7 days)	陰性 ⁹

		5,000, 6,000 µg(力価)/mL (+S9; 5 hr+7 days)	陰性 ⁹
L5178Y マウスリンパ腫細胞 (TK)		100, 150, 175, 200, 225, 250, 275, 300 µg(力価)/mL (-S9)	陰性 ¹⁰
		300, 325, 350, 400, 425, 450, 475, 500 µg(力価)/mL (-S9)	陰性 ¹¹
		400, 500, 600, 700, 800, 900, 950, 1,000 µg(力価)/mL (+S9)	陰性 ¹²

*: ツラスロマイシン A を投与。用量もツラスロマイシン A としての用量。

- 2 µg(力価)/plate(TA1535)、5 µg(力価)/plate(TA1537, TA98, TA100)、10 µg(力価)/plate(E. coli) 以上の用量で菌の生育阻害が認められた。
- 5 µg(力価)/plate(TA1535, TA100)、10 µg(力価)/plate(TA1537, TA98)、50 µg(力価)/plate(E. coli) 以上の用量で菌の生育阻害が認められた。
- 5 µg(力価)/plate(TA1535, TA1537, TA98, TA100)、15 µg(力価)/plate(E. coli) 以上の用量で菌の生育阻害が認められた。
- 5 µg(力価)/plate(TA1535, TA100)、15 µg(力価)/plate(TA1537, TA98, E. coli) 以上の用量で菌の生育阻害が認められた。
- 1,810 µg(力価)/mL では溶媒対照と比較して細胞生存率が 50% に低下した。
- 3,520 µg(力価)/mL では溶媒対照と比較して細胞生存率が 56% に低下した。
- 1,084 µg(力価)/mL では溶媒対照と比較して細胞生存率が 66% に低下した。
- 2,000 µg(力価)/mL 以上では細胞毒性が認められた。
- いずれの用量においても細胞毒性は認められなかった。
- 300 µg(力価)/mL では溶媒対照と比較して細胞生存率が 50% に低下した。
- 425 µg(力価)/mL 以上では溶媒対照と比較して細胞生存率の著しい低下が認められた。
- 800 µg(力価)/mL 以上では溶媒対照と比較して細胞生存率の著しい低下が認められた。

表 8 *in vivo* 試験

試験	対象	用量	結果
小核試験*	ラット骨髓細胞	500, 1,000, 2,000 mg(力価)/kg 体重/日, 3 日間強制経口投与	陰性

*: ツラスロマイシン A を投与。用量もツラスロマイシン A としての用量。

上記のように、*in vitro* 試験においては復帰突然変異試験、ヒトリンパ球を用いた染色体異常試験及びヒト乳類培養細胞を用いた前進突然変異試験のいずれも代謝活性化の有無にかかわらず陰性を示し、げっ歯類を用いた *in vivo* の小核試験でも陰性であった。

以上のように、*in vitro* 及び *in vivo* の複数の試験でいずれも陰性であることから、ツラスロマイシンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

9. 微生物学的影響に関する試験

(1) ヒトの腸内細菌に対する最小発育阻止濃度 (MIC) (参照 81)

ヒトの腸内細菌叢を構成する細菌種のうち、*Escherichia coli*、*Proteus mirabilis*、

Enterococcus spp., *Lactobacillus* spp., *Bacteroides* spp., *Fusobacterium* spp., *Peptostreptococcus* spp., *Bifidobacterium* spp., *Clostridium* spp., *Eubacterium lentum*それぞれ10菌株について測定されたツラスロマイシンに対するMICは表9のとおりであった。

表9 MICの要約

菌種	菌株数	1/100 接種濃度 (10 ^{4.7} CFU/spot)		標準接種濃度 (10 ^{6.9} CFU/spot)	
		MIC ₅₀	MIC ₉₀	MIC ₅₀	MIC ₉₀
<i>Escherichia coli</i>	10	2	4	4	4
<i>Proteus mirabilis</i>	10	>128	>128	>128	>128
<i>Enterococcus</i> spp.	10	1	4	2	8
<i>Lactobacillus</i> spp.	10	4	128	4	128
<i>Bacteroides</i> spp.	10	64	>128	64	>128
<i>Fusobacterium</i> spp.	10	2	4	2	4
<i>Peptostreptococcus</i> spp.	10	16	128	32	>128
<i>Bifidobacterium</i> spp.	10	0.5	8	1	16
<i>Clostridium</i> spp.	10	16	32	32	32
<i>Eubacterium lentum</i>	10	16	>128	32	>128

調査された範囲では *Bifidobacterium* spp.が最も感受性が高い細菌種であり、その10^{6.9} CFU/spotにおけるMIC₅₀値は1 µg/mLであった。

(2) *in vitro* gut modelにおける感受性細菌のMIC (参照32, 33)

2~20 µg/mLのツラスロマイシンをCooked meat培地に加え、適当な塩濃度、約pH 2の条件下でペプシン処理し、さらに約pH 7に調整し、胆汁酸塩及びパンクレアチン処理することにより、ヒト消化管内の食物の通過をシミュレートした溶液に、*Bifidobacterium*及び*Fusobacterium* (それぞれ2菌株)を約10⁶ CFU/mLに加え、約35 °Cで18時間培養したときの菌の生存状態を検討した。この擬似消化管溶液中においては、20 µg/mLまでのツラスロマイシンは細菌の増殖に影響を与えなかった。

(3) ヒト糞便に対するツラスロマイシンの結合活性の検討 (参照34, 35)

ヒト6名(男女各3名)から採取された糞便を混合し0.01 MのCaCl₂に1/150~1/5で希釈して滅菌した溶液に、25 ppmの¹⁴C標識ツラスロマイシンを添加した時の糞便に対するツラスロマイシンの結合活性を検討した。混合液を遠心分離した上清に回収された放射活性は1/150希釈では約88%であったが濃度とともに減少し、1/5希釈では47%に低下した。1/5希釈における吸着係数Kdは8.5と計算された。(参照34)

また、別の試験において、健康男性4名から採取された糞便を混合し0.01 MのCaCl₂で1/10に希釈して滅菌した溶液に、¹⁴C標識ツラスロマイシンを添加した時の糞便に対するツラスロマイシンの結合活性を検討した。この試験においてはさらに20及び37 °C

における結合活性の差についても検討した。混合液を遠心分離した上清に回収された放射活性は20 °Cで約37~43%²⁷でKd=17、37 °Cで24~28%でKd=32とされた。

この条件では、ツラスロマイシンはヒトの体温に近い37 °Cでヒト糞便溶液に対しより高い結合活性を示した。(参照35)

(4) 糞便とpHの細菌の増殖に対する影響 (参照36, 37)

マイクロタイターブロス法(0.031~128 µg/mLのツラスロマイシンを含み、約pH 7.1又は7.4及び約pH 6.5に調整された培養培地並びに3%糞便懸濁培地を96穴マイクロタイタープレートに満たし、5×10⁸ CFU/mL菌液を各穴に添加し培養)により、種々の濃度のツラスロマイシンを含んだ培地及び糞便懸濁培地で3種(*E. coli*, *Enterococcus*, *Bifidobacterium*; 各4菌株)の細菌を培養し、MICを測定した。さらに各プレート穴中の培養液を寒天培地に移植し、寒天培地上にコロニーが得られなかった元のタイタープレートに添加されていたツラスロマイシン濃度を増殖阻止濃度(CPG)とした。CPGはタイタープレートにおける培養による静菌的な作用によって増殖が認められなかった場合でも、抗菌剤を含まない寒天培地における培養によって発育することが想定され、MICよりも高い値となると考えられる。

全ての菌で培地培養後のCPGよりも糞便懸濁培地培養後のCPGが高い値を示し、糞便懸濁培地では抗菌活性が低下することが示唆された。特に、先のMIC₅₀検討試験において最も感受性が高かった*Bifidobacterium*についてはMICが0.5、0.5、2、8であった4菌株が使用されたが、培地培養後のCPGに対する糞便懸濁培地培養後のCPGは平均値で約2~6倍、個別の比較では2~16倍高い値を示し、糞便に対する結合により抗菌活性が低下することが示唆された。

また、*Bifidobacterium*のpHについては7よりも6.5において、*in vitro*のMICが4倍程度の活性低下を示した(表10)。(参照36)

*Fusobacterium*については10菌株についてpHの影響が検討されたが、MIC₅₀は2(pH 7)から8(pH 6.6)に変化し、4倍の低下が認められた。(参照37)

マクロライド系抗生物質は非イオン型の時に細菌細胞によく取り込まれることが知られており、一般にアルカリ性で抗菌作用が増強される。逆に酸性側のpHにおいては抗菌作用が低下することが知られており、ツラスロマイシンはNH基を2つ有するため、この傾向が強いと推定されている。

表10

	<i>Escherichia coli</i>		<i>Enterococcus</i>		<i>Bifidobacterium</i>	
	平均	範囲	平均	範囲	平均	範囲
MIC (pH7.1 or 7.4)	5	4~8	6	4~8	4.3	≤0.031~16
MIC (pH6.5)	128	128~>128	128	128~>128	16.3	0.062~64
培地 CPG (pH7.1 or 7.4)	68	8~>128	14	4~32	7.0	0.125~16
培地 CPG (pH6.5)	128	128~>128	128	128~>128	18.3	0.125~64
糞便懸濁培地 CPG (pH7.1 or 7.4)	128	128~128	128	128~>128	40.5	2~>128

²⁷ 添加4, 20及び24時間時点の3点の値。

糞便懸濁培地 CPG (pH6.5)	128	>128	128	>128	40.0	8~>128
-----------------------	-----	------	-----	------	------	--------

*平均 CPG の算出に際しては >128 は 128 として扱われた

(5) 豚における *in vivo* の知見 (参照 13, 38)

Salmonella enterica serovar Typhimurium (ST) で豚を攻撃後、10 又は 15 mg/kg 体重のツラスロマイシンを単回筋肉内投与し、投与後 28 日までの糞を採取した。本試験の ST 株の MIC は 1.56 µg/mL であったが、各投与群とも対照群との間で糞中のサルモネラ排出量に影響は認められなかった。(参照 38)

投与後 3 日間の豚の糞中のツラスロマイシン濃度は、2.5 mg/kg 体重の筋肉内投与において 10~70 µg/g であることが確認されており、ツラスロマイシンは豚の消化管内では著しく抗菌活性が低下することが示唆された。(参照 13)

これらのように、*in vitro* の試験において、ツラスロマイシンは糞便等への吸着が示唆され、実際 *in vitro* の抗菌活性は糞便等の存在下では低下した。pH についても、特性上、生体内の pH 条件下では *in vitro* の MIC 測定試験で認められたものよりも抗菌活性が低下する可能性が高いと思われる。さらに、豚の試験において、攻撃試験時の *Salmonella* 排泄に *in vitro* で求められた MIC の数十倍と推定される濃度のツラスロマイシン存在下でも影響は認められておらず、*in vitro* において示された種々の要因による抗菌活性低下は *in vivo* においても認められることが示唆された。

10. その他の特殊試験 (皮膚感作試験) (参照 39)

モルモット (10 匹) にプロピレングリコールに溶解した 5% のツラスロマイシン、プロピレングリコール溶解 5% ツラスロマイシンとフロイント完全アジュバントのエマルジョン及びフロイント完全アジュバントのみをそれぞれ皮下接種し、1 週間後にプロピレングリコールで湿らせたツラスロマイシンを投与部位をカバーするようにパッチで 1 日間局所投与した。さらに 2 週間後にプロピレングリコールで湿らせたツラスロマイシン、もしくはプロピレングリコールのみで投与部位とは別の部位を攻撃した。最終攻撃 24 及び 48 時間後の評価時点で、9/10 例で陽性反応が認められ、ツラスロマイシンはモルモットにおいて接触感作性物質であることが示唆された。

このモルモットの皮膚で認められたアレルギー反応は細胞性免疫に関するものであるが、食物アレルギーで主として問題となるのは液性免疫で、特にアナフィラキシー等の重篤な障害をもたらす I 型アレルギーとは性質が異なっている。

経口投与におけるアレルギーについては、動物における種々の経口投与の毒性試験の知見が報告されているが、特にアレルギー様反応は認められていない。ただし、一般に動物におけるアレルギー反応の知見をそのままヒトに外挿することは難しいと考えられている。一方、マクロライド系抗生物質については、ヒト臨床における比較的長い使用歴がある。臨床におけるアレルギー様の副作用として、エリスロマイシンの例では発疹、掻痒、じんましん、血管浮腫等が知られているが、その頻度はまれであると報告されている。さらに、マクロライド系抗生物質間の比較では 15 員環のマクロライド系抗生物質はエリスロマイシンよりもアレルギー様副作用の発生頻度はまれであると報告

されている。アレルギーの惹起は用量依存的であると考えられるが、臨床使用と比較して食品を介した暴露量は著しく少ないことが想定され、食品を介して生体にとって問題となるアレルギー反応が生じる可能性は無視できる程度であると考えられる。

11. ヒトにおける知見 (ヒトにおけるマクロライド系抗生物質の影響) (参照 40~43)

ツラスロマイシンのヒト臨床における使用歴はないが、マクロライド系の抗生物質は古くからヒト臨床において利用されている。

マクロライド系の抗生物質による重篤な副作用はまれにしか起こらないとされているが、エリスロマイシンでは胆汁うっ滞性肝炎があるとされ、初期の特徴は悪心、嘔吐、腹痛とされている。その他、経口及び静脈内投与で特に高用量の場合には腹痛、悪心、嘔吐及び下痢を呈することがあるとされる。エリスロマイシンについては米国 NTP においてマウスを用いた発がん性試験が実施されているが、発がん性は認められなかったとされている。

また、ツラスロマイシンと同じ 15 員環マクロライドであるアジスロマイシンの臨床試験及び市販後の副作用調査で頻度が高かったのは血液検査値 (特に肝酵素) の変動及び消化管への影響 (下痢、軟便等) であった。

III. 食品健康影響評価

1. 薬物動態及び残留試験について

ツラスロマイシンの対象動物における血漿中半減期は 58~99 時間と比較的緩やかな減少を示し、イヌの 1 年間慢性毒性試験において、25 mg(力価)/kg 体重/日の投与では投与終了時に投与開始時と比較して AUC の高値が認められ、5 mg(力価)/kg 体重/日の投与では投与開始時との比較は出来なかったが AUC の上昇が示唆された。しかし、2 mg(力価)/kg 体重/日の投与では投与開始時及び投与終了時の血漿中濃度は共に低く、低用量の投与では 1 年間の長期投与においても蓄積は認められなかった。また報告された試験の多くで、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓よりも、肺において最も高い濃度の残留が認められているが、報告された各種の毒性試験において、特に肺に対する毒性所見は認められなかった。

2. 毒性学的影響について

(1) 繁殖毒性及び催奇形性について

生殖発生毒性についてはラットを用いた 2 世代繁殖毒性試験及びラット、ウサギを用いた催奇形性試験が実施されている。2 世代繁殖毒性試験 (0, 15, 50 及び 100 mg(力価)/kg 体重/日) においては、受胎率、交尾率、同居から交尾までの日数、妊娠率、分娩率、発情周期等の生殖に関する指標や、新生児の性比、生存出生児数、分娩後生存率、性成熟までの日数等の発生に関する指標のいずれにも被験物質の投与による影響は認められなかった。一方、一般毒性については、肝臓の絶対及び比重量の減少が F₀ 雌雄の全投与群で認められ、F₁ でも雄の全投与群で比重量の減少が認められたため、NOAEL が得られなかったと判断され、LOAEL は 15 mg(力価)/kg 体重/日と考えられた。また、催奇形性についてはラット (0, 15, 100 及び 200 mg(力価)/kg 体重/日) 及びウサギ (0,

5、15及び50 mg(力価)/kg 体重/日)ともに認められなかったが、ラットにおいて15 mg(力価)/kg 体重/日の用量において雌雄の胎児体重に低値が認められたため、NOAELは得られなかったと判断され、LOAELは15 mg(力価)/kg 体重/日と考えられた。

(2) 遺伝毒性/発がん性について

発がん性試験については実施されていない。

しかしながら、ツラスロマイシンは *in vitro* の復帰突然変異試験、染色体異常試験、前進突然変異試験 (CHO/Hprt、マウスリンフォーマ Tk) 及び *in vivo* の小核試験 (ラット骨髄細胞) のいずれにおいても陰性であり、遺伝毒性はないと考えられる。また、亜急性及び慢性毒性のいずれの試験においても前腫瘍性病変又は増殖性病変は認められていない。さらに、マクロライド系の抗生物質については比較的長いヒト臨床における使用歴があるが、副作用として腫瘍の発生は知られておらず、代表的な薬剤であるエリスロマイシンの発がん性試験では発がん性は認められていない。

これらのことから、発がん性試験を欠いていても ADI の設定は可能であると判断された。

(3) 毒性学的 ADI について

ツラスロマイシンについては、遺伝毒性発がん性を示さないと考えられることから、ADI を設定することが可能であると考えられた。亜急性又は慢性毒性試験において、最も低い用量で被験物質投与の影響が認められたと考えられる指標は、イヌの1年間慢性毒性試験における血液生化学的検査のいくつかのパラメータの変化で、NOAEL は 5 mg(力価)/kg 体重/日であると判断された。

一方、ラットの2世代繁殖毒性試験及び催奇形性試験において、それぞれ肝臓重量の減少及び胎児体重の低下が最低用量群で認められたため、NOAEL が設定できず、いずれも LOAEL は 15 mg(力価)/kg 体重/日であった。

イヌの1年間慢性毒性試験における NOAEL 5 mg(力価)/kg 体重/日から ADI を設定する場合、種差 10、個体差 10 の安全係数 100 を適用し、0.05 mg/kg 体重/日となる。一方、ラットの2世代繁殖毒性試験及び催奇形性試験の LOAEL 15 mg(力価)/kg 体重/日から ADI を設定する場合は、種差 10、個体差 10 の安全係数 100 に加え、LOAEL を使用することによる追加の安全係数 10 を考慮し、0.015 mg/kg 体重/日と設定される。最も長期の慢性毒性試験で NOAEL が得られているが、これとは質的に異なる生殖発生毒性試験で毒性影響が認められ、こちらがより感度の高い指標となることから、毒性学的影響から導かれる ADI は 0.015 mg/kg 体重/日を採用するのが適当と判断された。

3. 微生物学的影響について

(1) 微生物学的 ADI について

ツラスロマイシンの微生物学的影響について利用可能な知見は、*in vitro* の MIC₅₀ のみであった。*Bacteroides*、*Bifidobacterium*、*Clostridium*、*Eubacterium*、*Fusobacterium*、*Peptostreptococcus* 等の偏性嫌気性菌、*Enterococcus*、*E. coli*、*Lactobacillus*、*Proteus* の通性嫌気性菌、それぞれ 10 菌株を用いて MIC₅₀ が求められており、最も低い MIC₅₀

が報告されたのは *Bifidobacterium* で、MIC₅₀ は 1 µg/mL であった。結腸内容物に 220 g、細菌が暴露される分画に 90% (吸収率から推定)、安全係数に 1、ヒト体重に 60 kg を適用し、JECFA の算定式に当てはめ微生物学的影響を試算すると、

$$\text{ADI (mg/kg 体重/日)} = \frac{0.001 \text{ (mg/mL)} \times 220 \text{ (g)}}{0.9 \times 1 \times 60 \text{ (kg)}} = 0.004 \text{ mg/kg 体重/日}$$

となる。

しかしながら、ツラスロマイシンについては、同時に次のような *in vitro* における糞便等への結合、糞便結合状態における抗菌活性の低下、pH の変化による抗菌活性の低下について、それぞれ試験が計画・実施された。また、これらの影響が *in vivo* においても認められる可能性について豚における試験結果を用いて考察された。

- ①肉培地をペプシン及びパンクレアチン処理した溶液では 20 µg/mL までのツラスロマイシンは *Bifidobacterium* 及び *Fusobacterium* の増殖を妨げなかった。
- ②糞便とツラスロマイシンを混合した場合、可溶分画のツラスロマイシン量は 20 °C で 50% 未満に低下した。37 °C では 30% 未満に低下した。
- ③糞便とツラスロマイシンを混合した場合、混合しないものと比較して CPG は 2~16 倍の高値を示した。
- ④pH が 7.0 から 6.5 に低下すると、抗菌活性が 1/4 程度に低下した。
- ⑤豚において、*in vitro* の MIC が 1.56 µg/mL のサルモネラが、少なくとも数十 µg/g を超えるツラスロマイシンを含むと考えられる糞便中で影響を受けなかった。

これらのように、少なくとも *in vitro* の試験において、食物や糞便等との共存によりツラスロマイシンの抗菌活性が低下すること、その理由の一つと考えられる糞便とツラスロマイシンの結合が複数の試験で確認され、さらに pH の変化によっても抗菌活性が低下することが確認された。生体内の条件下では、食物や糞便との結合による遊離体の減少が考えられ、さらにマクロライド系抗生物質、特にツラスロマイシンは構造上生体内の pH で抗菌力が低下することから、結合しなかった遊離体についても抗菌力の減弱が推定され、*in vitro* の MIC 測定試験で認められたものよりも抗菌活性が著しく低下する可能性が高いと考えられた。さらに、豚の試験において、*in vitro* で求められた MIC より数十倍程度高い濃度のツラスロマイシンが消化管中に存在していても、サルモネラを指標とした微生物学的影響は認められず、*in vitro* で認められた諸条件による抗菌活性低下の現象は、*in vivo* においても認められることが示唆された。

微生物学的影響について VICH ガイドライン 36 では、対象物質に抗菌活性が認められるか、その物質が結腸内に入るか、結腸内に入る場合微生物学的活性が残っているか、を検討することとし、これらが認められない場合はこれ以上の評価を行う必要はないとしている。ツラスロマイシンの場合、*in vitro* の糞便との共存培養や豚の腸管において抗菌活性が低下することが確認されているが、提出されたデータからは結腸内における抗菌活性消失の確認はできないと考えられ、微生物学的影響そのものを無視することはできないとされた。

抗菌活性の低下に関する知見を定量的に評価することはできないものの、ヒト腸管内では *in vitro* の条件と比較して、控えめにみても 1/10 程度に抗菌活性が低下するものと考えられる。したがって、抗菌活性の低下を考慮した微生物学的 ADI の試算値は 0.04 mg/kg 体重/日程度と考えられた。

4. ADI の設定について

毒性学的 ADI は、ラットの 2 世代繁殖毒性試験及び催奇形性試験において得られた LOAEL 15 mg(力価)/kg 体重/日に、安全係数として種差 10、個体差 10 の 100 に加え、さらに追加の安全係数 10 を考慮した 0.015 mg/kg 体重/日と考えられた。

一方、微生物学的影響については、現時点で利用可能なデータからは、抗菌活性の低下に関する定量的な評価は困難であるものの、*in vitro* の MIC₅₀ の最も低い値から算出された微生物学的 ADI の試算値は、抗菌活性の低下を考慮すると 0.04 mg/kg 体重/日程度と考えられた。

毒性学的 ADI の 0.015 mg/kg 体重/日は、微生物学的 ADI の試算値の 0.04 mg/kg 体重/日と比較してより低い値であり、微生物学的影響についても十分な安全域を確保していると考えられることから、ADI 設定に当たっては、毒性学的 ADI の 0.015 mg/kg 体重/日を採用することが適当と考えられた。

5. 食品健康影響評価について

以上より、ツラスロマイシンの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。

ツラスロマイシン 0.015 mg/kg 体重/日

〈別紙 1：検査値等略称〉

略称	名称
ADI	一日摂取許容量
ALT	アラニンアミノトランスフェラーゼ
AST	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ
AUC	血漿中薬物濃度曲線下面積
BUN	血液尿素窒素
CHO	チャイニーズハムスター卵巣由来細胞株
C _{max}	最高血(漿)中濃度
EMEA	欧州医薬品庁
FDA	米国食品医薬品庁
JECFA	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
LC-MS/MS	高速液体クロマトグラフィータンデム質量分析計
LOAEL	最小毒性量
MIC	最小発育阻止濃度
NOAEL	無毒性量
NOEL	無作用量
NTP	米国国家毒性プログラム
T _{max}	最高血(漿)中濃度到達時間
T _{1/2}	消失半減期
VICH	動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議

(参照)

1. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 1(未公表)
2. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 44; [Study # 1530N-60-00-359](未公表)
3. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 45; [Study # 1530N-60-00-363](未公表)
4. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 46; [Study # 1530N-60-00-362](未公表)
5. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 48; [Study # 1535N-60-99-294](未公表)
6. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 47; [Study # 1576N-60-00-209](未公表)
7. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 39; [Study # 1535N-60-99-296](未公表)
8. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 39; 吸収、分布、代謝、排泄に関する資料 豚におけるツラスロマイシンの血漿中および肺組織中薬物動態(未公表)
9. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 40; 吸収、分布、代謝、排泄に関する資料 豚におけるツラスロマイシンの生物学的利用能(未公表)
10. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 51; [Study # 1521E-60-01-194](未公表)
11. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 41; 吸収、分布、代謝、排泄に関する資料 豚における C¹⁴ ツラスロマイシンの残留消長試験(未公表)
12. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 42; 吸収、分布、代謝、排泄に関する資料 豚における C¹⁴ ツラスロマイシンの組織中代謝分析試験(未公表)
13. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 43; 吸収、分布、代謝、排泄に関する資料 豚における C¹⁴ ツラスロマイシンの組織および排泄物の代謝分析試験(未公表)
14. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 45; 残留試験に関する資料 PC-5145 の豚における国内残留試験(未公表)
15. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 46; 残留試験に関する資料 CP-472,295(e)の豚における海外残留試験(未公表)
16. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 16; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295 のラットにおける単回経口および静脈内投与毒性試験(未公表)
17. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 17; 毒

性および安全性に関する資料 CP-472,295 のビーグル犬における単回経口および静脈内投与毒性試験(未公表)

18. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 18; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295 の Sprague-Dawley 系ラットにおける 1ヶ月間経口毒性試験(未公表)
19. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 20; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e)の Sprague-Dawley 系ラットにおける 3ヶ月間経口毒性試験(未公表)
20. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 19; 毒性および安全性に関する資料 ビーグル犬における CP-472,295 の 1ヶ月間経口毒性試験(未公表)
21. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 21; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e)のビーグル犬における 3ヶ月間経口毒性試験(未公表)
22. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 22; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e)のビーグル犬における 1年間経口毒性試験(未公表)
23. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 25; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e)のラットにおける経口(強制)投与 2世代生殖毒性試験(未公表)
24. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 23; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e)のラットの催奇形性試験(未公表)
25. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 24; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e)のウサギの催奇形性試験(未公表)
26. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 26; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295 の細菌を用いた復帰突然変異試験(未公表)
27. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 27; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295 のヒトリンパ球細胞を用いた *in vitro* 染色体異常試験(未公表)
28. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 28; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e) マウスリンパ腫 L5178YTK+/+ 細胞を用いた前進突然変異試験(未公表)
29. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 29; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295(e)の CHO 細胞を用いた遺伝子突然変異試験(未公表)
30. ファイザー株式会社.動物用医薬品製造販売承認申請書 ドラクシン:添付資料 30; 毒性および安全性に関する資料 CP-472,295 のラット骨髓細胞を用いた小核試験(未公表)
31. ファイザー株式会社.国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン:添付資料 30 [Study # 1671N-03-00-217](未公表)

32. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 32; [Study # 1671N-03-01-231](未公表)
33. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 33; [Study # 1671N-03-01-240](未公表)
34. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 34; [Study # 1A72N-60-00-203](未公表)
35. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 35; [Study # 53056/54866](未公表)
36. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 36; [Study # 1671N-03-01-226](未公表)
37. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 37; [Study # 1671N-03-01-232](未公表)
38. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 38; [Study # 98-RJY-002] (未公表)
39. ファイザー株式会社. 国外で使用される動物用医薬品に係わる残留基準値設定の要請書 ツラスロマイシン: 添付資料 19; [Study # 00-1507-24](未公表)
40. William 2001; 抗微生物薬 グッドマン・ギルマン 薬理書(下) 薬物治療の基礎と臨床 第10版; 廣川書店
41. 梅崎倫也 他(2005); Azithromycin の使用成績調査. 日本化学療法学会雑誌: 2005, 53(5), 313-325
42. 青木宏二 他(2005); 小児を対象とした azithromycin の市販後調査. 日本化学療法学会雑誌: 2005, 53(6), 371-383
43. 青木宏二 他(2005); 成人を対象とした azithromycin の市販後調査. 日本化学療法学会雑誌: 2005, 53(7), 421-430

(別添)

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・
マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン (案)

今般の残留基準の検討については、本製剤が動物用医薬品として製造販売の承認申請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン

(2) 用途：鶏/マイコプラズマ・ガリセプチカム及びマイコプラズマ・シノビエ感染に伴う呼吸器疾病（気嚢炎）及び産卵率低下の軽減

主剤は、弱毒マイコプラズマ・ガリセプチカム（以下「MG」という。）6/85株及び弱毒マイコプラズマ・シノビエ（以下「MS」という。）MS1株である。MG乾燥ワクチン1バイアル（1,000羽分）中にMG6/85株が $10^{9.9}$ 個以上、MS乾燥ワクチン1バイアル（1,000羽分）中にMS MS1株が $10^{9.6}$ 個以上含まれている。

また、MG乾燥ワクチン及びMS乾燥ワクチン中に、それぞれ緩衝剤として塩化ナトリウム、リン酸水素二ナトリウム及びリン酸二水素カリウムが、安定剤としてリン酸二水素ナトリウム、L-グルタミン酸、シュクロース、カゼイン製ペプトン、ラクトアルブミン水解物及びゼラチンが使用されている。

(3) 適用方法及び用量

MG乾燥ワクチン及びMS乾燥ワクチンを別売の「ソルベンス・1000*」1本に溶解、混合した後、1羽当たり1滴（約0.03mL）を6週齢以上の鶏に点眼投与する。又は、200mLの飲用水にMG乾燥ワクチン及びMS乾燥ワクチンを溶解、混合した後、噴霧器を用いて6週齢以上の鶏の上方10～15cmの距離から均等に1羽当たり0.2mLを噴霧投与（粒子径：20ミクロン以下）する。

なお、噴霧投与では噴霧粒子の鶏舎外への流出を防ぐために換気を一時止めることからストレスがかかり、産卵開始前4週以内もしくは産卵開始後においては、産卵の立ち上がり又は産卵成績に悪影響を及ぼす可能性があることから、使用上の注意において当該期間は本製剤を投与しないこととされている。

(4) 諸外国における使用状況

類似の単味ワクチンは使用されているが、混合ワクチンとしては使用されていない。

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会委員長あて意見を求めたマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

MG感染症及びMS感染症は鶏を主要な宿主とする慢性的な呼吸器疾患であり、人獣共通感染症とは見なされていない。また、MG及びMSのいずれもヒトから分離されたという報告はない。

本製剤の緩衝剤又は安定剤として使用されている添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

本製剤の主剤である弱毒MG6/85株及び弱毒MS MS1株は弱毒化されており、鶏を用いた安全性試験及び臨床試験で安全性に問題はないとされている。さらに、主剤の病原性復帰も起こらないことが確認されている。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

3. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

* 「ソルベンス・1000」には、1,000mL中リン酸二水素カリウム、リン酸水素二ナトリウム2水和物、塩化ナトリウム、エデト酸ナトリウム、青色素及び注射用水が含まれている。

(参考)

これまでの経緯

平成22年5月10日 農林水産大臣から製造販売の承認及び使用基準の設定に係る意見の聴取
厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成22年7月22日 食品安全委員会委員から食品健康影響評価(案)の公表
平成22年12月17日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会へ諮問
平成22年12月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

(答申案)

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノピエ感染症
混合生ワクチンについては、食品規格(食品中の動物用医薬品の残留基準)を設定しないことが適当である。

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子 北里大学北里生命科学研究科病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博 財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
佐藤 清 財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
志賀 正和 元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
永山 敏廣 東京都健康安全研究センター医薬品部長
松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
山添 康 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学教授
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
鰐淵 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

(案)

動物用医薬品評価書

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイ コプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン (ノビリスMGMS)

2010年7月

食品安全委員会動物用医薬品専門調査会

目次

	頁
○審議の経緯	2
○食品安全委員会委員名簿	2
○食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿	2
○要約	3
I. 評価対象動物用医薬品の概要	4
1. 主剤	4
2. 効能・効果	4
3. 用法・用量	4
4. 添加剤等	4
5. 開発の経緯	5
II. 安全性に係る知見の概要	5
1. ヒトに対する安全性	5
2. 鶏に対する安全性	6
(1) 鶏に対する安全性試験	6
(2) 鶏に対する臨床試験	7
3. その他	8
III. 食品健康影響評価	8
・参照	9

〈審議の経緯〉

- 2010年 5月 10日 農林水産大臣より製造販売の承認に係る食品健康影響評価について要請
(22 消安第 786 号)
厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
(厚生労働省発食安 0510 第 1 号)
関係書類の接受
- 2010年 5月 13日 第 331 回食品安全委員会 (要請事項説明)
- 2010年 6月 21日 第 127 回動物用医薬品専門調査会
- 2010年 7月 22日 第 341 回食品安全委員会 (報告)

〈食品安全委員会委員名簿〉

- (2009年7月1日から)
- 小泉 直子 (委員長)
見上 彪 (委員長代理*)
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
村田 容常
- *: 2009年7月9日から

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

- (2010年4月1日から)
- 三森 国敏 (座長)
寺本 昭二 (座長代理)
- 石川 さと子 福所 秋雄
石川 整 舞田 正志
小川 久美子 松尾 三郎
寺岡 宏樹 山口 成夫
天間 恭介 山崎 浩史
頭金 正博 山手 丈至
能美 健彦 渡邊 敏明

要 約

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノピエ感染症混合生ワクチン (ノビリス MGMS) について食品健康影響評価を実施した。

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症及びマイコプラズマ・シノピエ感染症は鶏を主要な宿主とする慢性的な呼吸器疾患であり、人獣共通感染症とは見なされていない。また、マイコプラズマ・ガリセプチカム及びマイコプラズマ・シノピエのいずれもヒトから分離されたという報告はない。

本製剤の緩衝剤又は安定剤として使用されている添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

本製剤の主剤である弱毒マイコプラズマ・ガリセプチカム 6/85 株及び弱毒マイコプラズマ・シノピエ MS1 株は弱毒化されており、鶏を用いた安全性試験及び臨床試験で安全性に問題はないとされている。さらに、主剤の病原性復帰も起こらないことが確認されている。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

I. 評価対象動物用医薬品の概要

1. 主剤 (参照1)

主剤は弱毒マイコプラズマ・ガリセプチカム (以下「MG」という。) 6/85 株及び弱毒マイコプラズマ・シノビエ (以下「MS」という。) MS1 株である。MG 乾燥ワクチン 1 バイアル (1,000 羽分) 中に MG 6/85 株が $10^{9.9}$ 個以上、MS 乾燥ワクチン 1 バイアル (1,000 羽分) 中に MS MS1 株が $10^{9.6}$ 個以上含まれている。

2. 効能・効果 (参照1)

効能・効果は、鶏の MG 及び MS 感染に伴う呼吸器疾病 (気嚢炎) 及び産卵率低下の軽減である。

3. 用法・用量 (参照1)

MG 乾燥ワクチン及び MS 乾燥ワクチンを別売の「ソルベンス・1000²⁾」1 本に溶解、混合した後、混合ワクチンを 1 羽当たり 1 滴 (約 0.03 mL) を 6 週齢以上の鶏に点眼投与する。又は、200 mL の飲用水に MG 乾燥ワクチン及び MS 乾燥ワクチンを溶解、混合した後、混合ワクチンを噴霧器を用いて 6 週齢以上の鶏の上方 10~15 cm の距離から均等に 1 羽当たり 0.2 mL を噴霧投与 (粒子径: 20 ミクロン以下) する。

リスク管理機関において使用制限期間が設定されることとなっている。³⁾

4. 添加剤等 (参照1)

MG 乾燥ワクチン及び MS 乾燥ワクチン中に、それぞれ緩衝剤として塩化ナトリウム、リン酸水素二ナトリウム及びリン酸二水素カリウムが、安定剤としてリン酸二水素ナトリウム、L-グルタミン酸、シュークロース、カゼイン製ペプトン、ラクトアルブミン水解物及びゼラチンが使用されている。

各乾燥ワクチン 1 バイアル中の各添加剤の量を表 1 に示した。

表 1 各乾燥ワクチン 1 バイアル中に含まれる各添加剤の量 (mg)

用途	添加剤	MG 乾燥ワクチン	MS 乾燥ワクチン
緩衝剤	塩化ナトリウム	63.28	63.44
	リン酸水素二ナトリウム	17.12	19.76
	リン酸二水素カリウム	1.04	0.96
安定剤	リン酸二水素ナトリウム	2.16	2.4

¹⁾ MG 6/85 株及び MS MS1 株はともに、野外株を弱毒化したものである。

²⁾ 「ソルベンス・1000」には、1,000 mL 中リン酸二水素カリウム (370 mg)、リン酸水素二ナトリウムと水和物 (720 mg)、塩化ナトリウム (7,650 mg)、エデト酸ナトリウム (500 mg)、青色素 (170 mg) 及び注射用水 (適量) が含まれている。

³⁾ 噴霧投与では、鶏舎内の空気の流れを止めて、噴霧粒子の鶏舎外への流出を防ぐ必要があるが、産卵開始前 4 週もしくは産卵開始後では、産卵の立ち上がり又は産卵成績に悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、承認申請書では、使用上の注意において産卵開始前の 4 週以内、もしくは産卵開始後は本製剤を投与しないことと設定されている。

L-グルタミン酸	0.9	1.0
シュークロース	748.8	832.0
カゼイン製ペプトン	90.0	100.0
ラクトアルブミン水解物	60.0	66.64
ゼラチン	2.4	2.64

5. 開発の経緯 (参照2~4)

MG 感染症は、MG の感染により引き起こされる鶏の慢性的な呼吸器疾患 (気嚢炎、気管炎、副鼻腔炎等) で、飼料効率及び産卵率低下の原因となり、多大な経済的損失をもたらしている。MS 感染症は、MS の感染により採卵鶏や肉用鶏に気嚢炎、呼吸器症状、滑膜炎等を起こす疾病で、介卵感染を起こすことが確認されている。(参照2、3)

MG 及び MS はいずれも日本をはじめ世界中に広く分布する。1974 年から 1975 年にかけて日本で実施された採卵鶏群における MG 及び MS の抗体検査では、それぞれ 53.1 及び 70.3 % が陽性を示したとの報告がある。日本国内に広範囲に浸潤していることの確認に加え、MG 及び MS が同時に分離される事例が複数報告されていることから、多くの農場において両方が混在していることが示唆された。(参照2~4)

現在、日本では、類似製剤として MG 感染症生ワクチン 3 製剤⁴⁾及び MS 感染症凍結生ワクチン 1 製剤が承認されているが、本製剤と同様の MG 及び MS 感染症の両方に同時に対応できる混合生ワクチンは承認されていない。既承認の MG 単味生ワクチンの投与前後には、マイコプラズマに感受性のある抗生物質の投与ができないため、その間に MS が感染する可能性がある。これらのことから、鶏のマイコプラズマ感染症対策として、また、同時に投与することによる投与時の労力及び経費を削減させる効果も期待できることから本製剤が開発された。

海外でも類似の単味ワクチンは使用されているが、類似の混合ワクチンは使用されていない。(参照2、3)

II. 安全性に係る知見の概要

1. ヒトに対する安全性 (参照2、4~9)

鶏における MG 感染症及び MS 感染症は鶏を主要な宿主とする慢性的な呼吸器疾患で、人獣共通感染症とは見なされていない。また、ヒトから分離された 12 種のマイコプラズマに MG 及び MS は含まれておらず、ヒトから分離されたという報告はない。これらのことから、本製剤の主剤はヒトに対して病原性を持たないと考えられる。なお、既承認の MG 6/85 株を主剤とする単味ワクチンについては、食品安全委員会において過去に評価されている。(参照2、4、5)

本製剤の緩衝剤として使用されている塩化ナトリウム、安定剤として使用されているシュークロース及びゼラチンは通常において食品としても摂取されている。緩衝剤として使用されているリン酸水素二ナトリウム及びリン酸二水素カリウム、安定剤として使用されているリン酸二水素ナトリウム及び L-グルタミン酸はいずれも食品添加物とし

⁴⁾ MG 感染症凍結生ワクチンを含む。

で使用されており、カゼイン製ペプトンは牛乳由来のアミノ酸、ラクトアルブミン水解物は牛乳由来のタンパク質である。これらは、いずれも過去に食品安全委員会において動物用医薬品の添加剤として評価されている（参照 5-9）。

以上より、いずれの添加剤の使用量も既評価動物用医薬品よりも多くなっているが、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

2. 鶏に対する安全性

(1) 鶏に対する安全性試験（参照 10）

鶏（白色レグホン種、6週齢、雌雄混合 10羽/群）を用いて、本製剤の常用量又は10倍量をそれぞれ単回噴霧又は点眼投与し、本製剤の安全性について検討した。投与方法の詳細については表 2 に示した。被験動物については、投与後 14 日間にわたり一般状態（元気、食欲、外観、呼吸器症状、便の状態等）を観察し、投与 14 日後に体重測定及び剖検を実施し、各種臓器の肉眼病変の有無を観察した。

表 2 鶏の安全性試験における投与方法の詳細

群	用量	1羽当たりの投与量	供試羽数
対照	—	—	10羽
常用量噴霧投与	1	0.5 mL相当	10羽
高用量噴霧投与	10	0.5 mL相当	10羽
常用量点眼投与	1	常用量 0.03 mL×1ヶ所（左眼）	10羽
高用量点眼投与	10	5用量 0.03 mL×2ヶ所（両眼）	10羽

その結果、すべての鶏において、一般状態に異常は見られなかった。

体重では、投与群と対照群との間に有意差は認められなかった。

臓器重量では、各群 5羽の臓器比重量⁶（胸腺、肝臓、脾臓、心臓、肺、腎臓及びフアブリキウス嚢）の測定の結果、投与群と対照群との間に有意差は認められなかった。

剖検では、全投与群の鶏のいずれの臓器においても肉眼的な異常は見られなかったことから、鼻甲介及び気管のみ病理組織学的検査を行った。常用量噴霧群では 4/10 例の気管に杯細胞の増生、粘液の貯留又はリンパ濾胞形成が見られたが、いずれもごく軽度であった。高用量噴霧群では、6/10 例の気管に常用量噴霧群と同程度の変化が見られた。常用量点眼群では、5/10 例の気管に杯細胞の増生、粘液貯留又はリンパ濾胞の形成が観察されたが、いずれもごく軽度であった。高用量点眼群では、6/10 例の気管に常用量点眼群と同程度の変化が見られた。すべての鶏の鼻甲介及び鼻腔粘膜に病理組織学的変化は観察されなかった。

⁵ 既評価動物用医薬品「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン」の1バイアル（1,000羽分）中の添加剤：塩化ナトリウム（36.1 mg）、リン酸水素二ナトリウム（8.52 mg）、リン酸カリウム（0.73 mg）、リン酸二水素ナトリウム（0.65 mg）、L-グルタミン酸（0.27 mg）、シユークロース（224.4 mg）、カゼイン製ペプトン（27.0 mg）、ラクトアルブミン水解物（18.0 mg）

⁶ 臓器重量比を臓器比重量という。

投与群の気管で見られた病理組織学的所見は、対照群では見られなかったことから、これらの変化は投与に起因する影響と考えられたが、いずれもごく軽度の変化であること、肉眼的及び臨床症状の異常を伴わないことから、鶏の安全性に問題は無いものと考えられた。

(2) 鶏に対する臨床試験（参照 11）

MG及びMSの感染が確認されていない農場2施設（A及びB農場）において、計26,064羽の鶏（6週齢、採卵鶏⁷：864羽、肉用鶏種鶏⁸：25,200羽）を用いて本製剤の臨床試験を実施し、本製剤の安全性について検討した。なお、噴霧及び点眼投与では本製剤の1羽分（それぞれ0.2 mL相当及び0.03 mL）を投与し、陽性対照群ではMG感染症凍結生ワクチン1羽分（0.03 mL）を右眼に、MS感染症凍結生ワクチン1羽分（0.03 mL）を左眼に点眼投与した。本試験における投与方法は、表3に示した。

投与後14日間にわたり、一般状態（元気、食欲、呼吸器症状、消化器症状、神経症状等）について観察するとともに、投与後34週間にわたり経時的（投与2、4、8、12、16、24及び34週後）に体重測定を実施し、毎週育成率（生存率）、産卵率及び産卵状況の調査を実施した。

表 3 鶏の安全性試験における投与方法

治験実施農場	区分	投与方法	鶏種	供試羽数	供試薬剤
A農場	試験群1	噴霧	採卵鶏 (エルベ種)	216羽	本製剤
	試験群2	点眼		216羽	
	陽性対照群	点眼+点眼		216羽	対照薬 ¹⁾
	陰性対照群			216羽	
B農場	試験群1	噴霧	肉用鶏種鶏 (チャンキー種)	3,600羽	本製剤
	試験群2	点眼		3,600羽	
	陽性対照群	点眼+点眼		3,600羽	対照薬
	陰性対照群			3,600羽	
	試験群1	噴霧	肉用鶏種鶏 (コブ種)	3,600羽	本製剤
	試験群2	点眼		3,600羽	
陽性対照群	点眼+点眼	3,600羽		対照薬	

1) MG感染症凍結生ワクチン及びMS感染症凍結生ワクチン

その結果、A及びB農場ともに、一般状態、体重、育成率（生存率）、産卵率及び産卵状況において、試験群と対照群との間に有意差は認められなかったことから、鶏の安全性に問題は無いものと考えられた。

⁷ エルベ種（計864羽：216羽群）

⁸ チャンキー種（計14,400羽：3,600羽群）及びコブ種（計10,800羽：3,600羽群）

3. その他 (参照 3、12)

本製剤では、各乾燥ワクチンの夾雑菌否定試験、MG 乾燥ワクチン及びMS 乾燥ワクチンの混合した試料における 2~3 週齢の鶏を用いた安全性試験等が規格として設定され、それぞれの試験が実施され問題のないことが確認されている。さらにこれらの試験は製造方法にも規定されている。(参照 3)

また、本製剤の主剤について病原性復帰の確認試験が実施され、主剤の病原性復帰は起こらないことが確認されている。(参照 3、12)

Ⅲ. 食品健康影響評価

上記のように、MG 感染症及びMS 感染症は鶏を主要な宿主とする慢性的な呼吸器疾患であり、人獣共通感染症とは見なされていない。また、MG 及びMS のいずれもヒトから分離されたという報告はない。

本製剤の緩衝剤又は安定剤として使用されている添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

本製剤の主剤である弱毒 MG 6/85 株及び弱毒 MS MS1 株は弱毒化されており、鶏を用いた安全性試験及び臨床試験で安全性に問題はないとされている。さらに、主剤の病原性復帰も起こらないことが確認されている。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

(参照)

1. 株式会社インターベット. 動物用医薬品製造販売承認申請書 ノビリス MGMS (未公表)
2. 株式会社インターベット. 動物用医薬品製造販売承認申請書 ノビリス MGMS 添付資料: 資料番号 1 起源又は発見の経緯に関する資料 (未公表)
3. 株式会社インターベット. 動物用医薬品製造販売承認申請書 ノビリス MGMS 添付資料: 資料概要 (未公表)
4. 森康行. “鶏の呼吸器性マイコプラズマ症”、“家きんのマイコプラズマ滑膜炎”、動物の感染症、小沼操、明石博臣、菊池直哉、澤田拓士、杉本千尋、宝達勉編. 第二版、近代出版、2006 年、p223-224
5. 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について (平成 20 年 6 月 3 日付け府食第 621 号): 動物用医薬品評価書 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症 (6/85 株) 生ワクチン (ノビリス MG6/85) の再審査に係る食品健康影響評価について、2008 年
<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kva20080311005>
6. 谷村顕雄. “リン酸水素二ナトリウム”、食品添加物公定書解説書 第 8 版、廣川書店、2007 年、D-1799-1802
7. 谷村顕雄. “リン酸二水素カリウム (リン酸一カリウム)”、食品添加物公定書解説書 第 8 版、廣川書店、2007 年、D-1791-1793
8. 谷村顕雄. “リン酸二水素ナトリウム”、食品添加物公定書解説書 第 8 版、廣川書店、2007 年、D-1802-1805
9. 谷村顕雄. “L-グルタミン酸”、食品添加物公定書解説書 第 8 版、廣川書店、2007 年、D-546-547
10. 株式会社インターベット. 動物用医薬品製造販売承認申請書 ノビリス MGMS 添付資料: 資料番号 9 安全性に関する試験 (未公表)
11. 株式会社インターベット. 動物用医薬品製造販売承認申請書 ノビリス MGMS 添付資料: 資料番号 14 臨床試験 (未公表)
12. 株式会社インターベット. 動物用医薬品製造販売承認申請書 ノビリス MGMS 添付資料: 資料番号 2 物理的、化学的試験に関する資料 (未公表)